

葛飾柴又の文化的景観保存計画



葛飾区

平成30年3月改訂版

目 次

1 文化的景観の保存	1
（1）文化的景観を保存する意義	1
（2）保存計画策定の沿革と目的	1
（3）保存計画の位置づけ	2
①葛飾区基本構想	
②葛飾区基本計画	
③葛飾区都市計画マスタープラン	
2 文化的景観の概要	6
（1）文化的景観の位置	6
（2）文化的景観の範囲	6
（3）文化的景観の特質	9
①3つの空間から構成される文化的景観	
②文化的景観の形成過程	
③文化的景観の一体性	
（4）文化的景観の価値	10
①文化的景観の特徴と価値	
②景観単位別の特徴と価値	
3 文化的景観の保存に関する基本方針	14
（1）基本方針	14
（2）保存管理の観点	14
①調和の取れた土地利用	
②文化的景観の特徴を示す構成要素の保存と継承	
③伝統的な生活・生業の継承と発展	
（3）整備活用の観点	15
（4）管理運営の観点	15

4	文化的景観の重要な構成要素	16
(1)	文化的景観の重要な構成要素の特定	16
(2)	現状変更等の届出について	17
(3)	文化的景観重要な構成要素一覧	18
(4)	文化的景観重要な構成要素位置図	23
(5)	文化的景観重要な構成要素個票	26
5	文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項	73
(1)	土地利用の方針	73
(2)	景観単位を踏まえたリング(空間構造)別土地利用の方針	73
	①第1のリング	
	②第2のリング	
	③第3のリング	
(3)	行為規制の方針	75
6	文化的景観の整備に関する事項	84
(1)	整備活用方針	84
(2)	修復等の整備	84
(3)	保存・活用のための施設の整備	84
(4)	伝統的な生活・生業の継承と発展	85
7	文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項	86
(1)	運営方針	86
(2)	運営体制	86
	①行政	
	②区民等	
(3)	保存管理・整備活用体制	87

1 文化的景観の保存

(1) 文化的景観を保存する意義

柴又地域は、微高地上に古墳時代後期から集落が展開し、柴又八幡神社古墳（前方後円墳）も築かれている。また奈良時代には、奈良の正倉院に伝わる「養老5年（721）下総国葛飾郡大嶋郷戸籍」（正倉院文書）に記載されている嶋俣里の故地として比定されるなど、古代から続く長い歴史を持つ地域である。

現在は、江戸川によって育まれてきた川辺の豊かな自然と帝釈天題経寺及び門前と下町情緒が相まった、柴又ならではの景観、雰囲気醸し出している。

葛飾柴又の文化的景観は、帝釈天題経寺及び門前を中心に、それを背景として支える江戸川河川敷沿い及び国分道沿いに広がる微高地、さらに近世以前は主として水田として、そして近代以降に市街地化の進展した低地という空間に現出している。

農村的な基盤に都市的な場が重ね合されて形成された都市・農村の両義性は、柴又地域をはじめ、かつては大都市郊外の都市形成の一つの典型であったが、高度経済成長の過程で、急速に失われていった。

柴又地域は、現在も、そうした都市構造をよく継承し、地域の親密なコミュニティが生き続け、生業を基礎とした独特の情緒ある景観を強く保ちつつ、街として発展し続けている点で他に例を見ることができない。

こうした点において、葛飾柴又の文化的景観は極めて貴重であり、映画「男はつらいよ」の舞台として多くの人々の胸に刻まれることとなった。

しかし、近年、周囲と調和しない開発により、柴又地域の特徴的な景観に変化の兆しが表れ、地域の開発との調整を図りながら、日本を代表する葛飾柴又の文化的景観を後世に引き継いでいく取り組みが求められるようになった。

(2) 保存計画策定の沿革と目的

柴又地域をはじめとした区内の総合的な文化財調査は、昭和40～50年代にかけて行われ、各種調査報告書として取りまとめられたが、それから30年以上が経過し、新たな切り口からの柴又地域の文化財に関する知見の発信が求められる一方、少しずつではあるが、柴又地域の特徴的な景観にそぐわない開発が見られるようになった。

そうした中、文化財保護法の改正により、平成17年4月から文化的景観が新しい文化財として加わり、その中でも特に重要で、保存の措置が取られているものについて、地方自治体の申出に基づき、重要文化的景観に選定される制度が整えられた。

また、平成19年から文化庁により設置された「採掘・製造、流通・往来及び居住に関する文化的景観の保護に関する調査研究会」は、調査検討の中で、「矢切の渡し・葛飾柴又」を伝統的な情緒や雰囲気を継承する界限として、2次調査対象地域とした。

このような状況に鑑み、区は、全国的に有名な柴又の景観を、文化的景観として評価するために調査を行うことにした。

平成 22 年度の予備調査を経て、平成 23 年度に柴又地域の団体の代表者、学識経験者、区関係各課からなる「柴又地域文化的景観調査委員会」を立ち上げ、文化庁、東京都教育庁の協力を得て、平成 26 年度までの 4 年間、柴又地域文化的景観の保存調査を行い、平成 27 年 3 月に、「葛飾・柴又地域文化的景観調査報告書」として調査成果を取りまとめた。

柴又地域については、様々な側面からその価値や魅力が語られてきたが、この調査により、文化的景観としての価値や魅力が発見・再確認され、葛飾柴又の文化的景観がきわめて貴重な文化的景観であることが判明した。

この調査結果を受けて、「柴又地域文化的景観調査委員会」を発展的に解散し、平成 27 年度に、新たに「柴又地域文化的景観検討委員会」を立ち上げ、葛飾柴又の文化的景観の価値や魅力を守り、後世に引き継いでいくことを目的に、平成 29 年度に重要文化的景観選定申出を行うこととし、保存計画策定及び保存のためのルール作りに着手した。

(3) 保存計画の位置づけ

本保存計画は、葛飾柴又の文化的景観の保存・活用に係る基本方針として取りまとめたもので、次の上位・関連計画と整合している。

①葛飾区基本構想（平成 2 年 4 月策定）

区は、長期にわたる区の将来像や基本的方向性を示した「葛飾区基本構想」において、「人間性の尊重」、「参加とふれあい」、「地域個性の重視」を基本理念とし、長期的な目標として「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」を将来像に掲げている。そして、「安心して健やかに暮らせるまち」、「快適な生活を支える魅力あるまち」、「豊かな区民文化を創造しはぐくむまち」という 3 つの基本目標のもとに、各種施策の推進に努めることを定めている。

本保存計画は、葛飾区基本構想に掲げた区の将来像の実現に向け、基本目標の一つである「豊かな区民文化を創造しはぐくむまち」に関する取り組みの一環として、文化・芸術に関する計画と整合する。

②葛飾区基本計画（総合計画）（平成 24 年 12 月策定）

葛飾区基本構想に掲げた将来像や基本目標を実現するための基礎となる総合計画として、「葛飾区基本計画（平成 25 年度～平成 34 年度）」を策定している。

葛飾区基本計画（平成 25 年度～平成 34 年度）は、「区民との協働」をその計画を貫く理念として掲げ、「11 の重要プロジェクト」、「5 つの主要課題とその取り組み」、「基本目標別計画」等で構成され、「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現を目指している。

文化財保護に関する事業は、「基本目標別計画」の「政策 18 文化・国際」を達成するための施策に含まれている。

重要文化的景観は、一般に「風景の国宝」と言われており、平成 27 年 10 月 7 日時点で、全国で 50 件が選定されている。葛飾柴又の文化的景観が重要文化的景観に選定された場合、東京都内で初めてとなり、葛飾区基本計画（平成 25 年度～平成 34 年度）が目指す「夢と誇りあるふるさと葛飾」の具現化に寄与することになる。

③葛飾区都市計画マスタープラン（平成 23 年 7 月策定）

「水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち」の実現を都市空間の整備の面から支えるために、まちづくりの総合的な指針として定めたもので、目標年次を平成 42 年としている。

葛飾区都市計画マスタープランは、「安心して住み憩い働き続けられる川の手・人情都市かつしか」をまちづくりの目標に定め、平成 23 年から 20 年後の本区の将来像を展望した計画としている。

目標実現のための「景観まちづくりの方針」では、河川空間の広がりや地域資源のまとまりに応じた、葛飾らしい個性と魅力ある景観づくりをテーマとしており、その中では、柴又界隈を含む歴史的観光拠点の景観形成を方針の一つとしている。

本保存計画は、柴又界隈の目標である将来都市構造における「文化・レクリエーション拠点」を形成し、「歴史的観光拠点での景観形成」を進める取り組みの一環であり、葛飾区都市計画マスタープランと整合する。

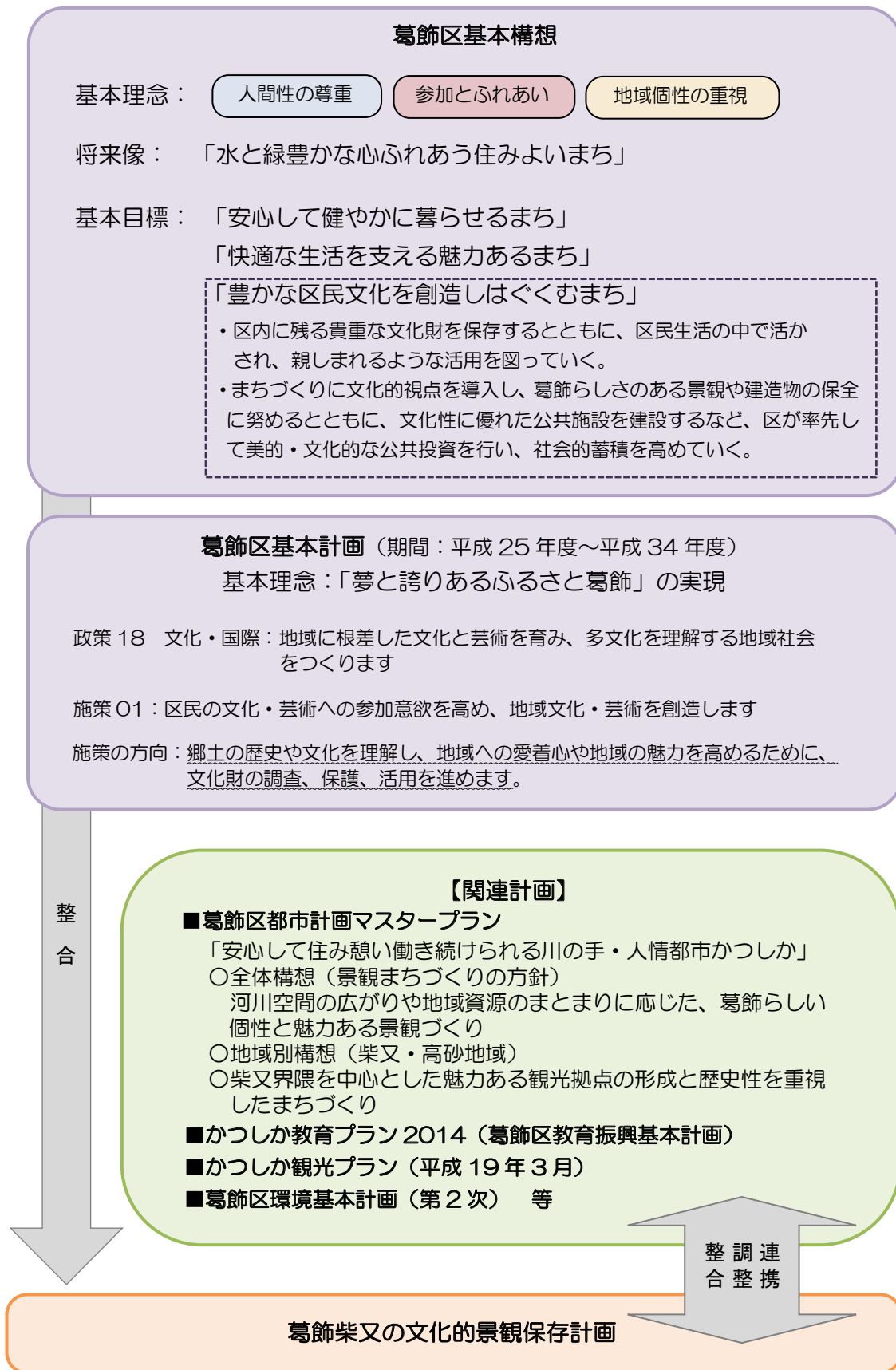


図3-4 景観まちづくりの方針図



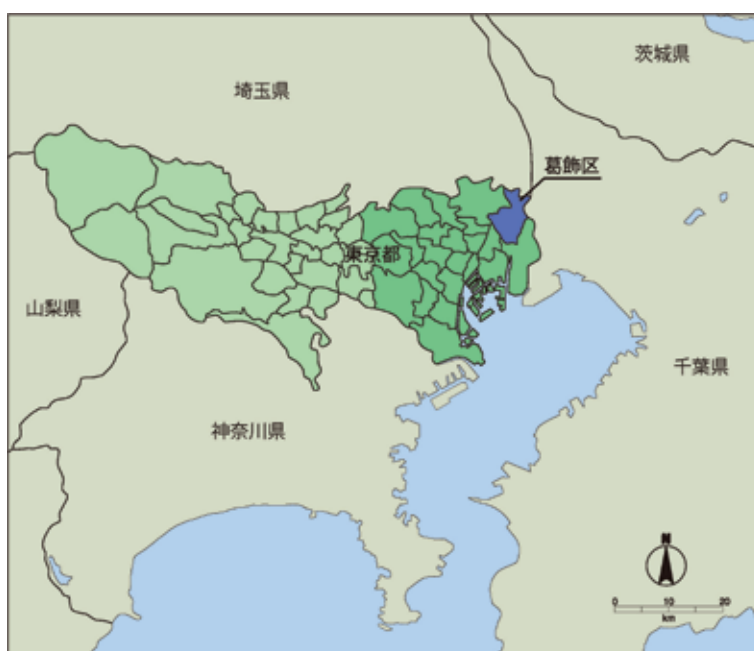
2 文化的景観の概要

(1) 文化的景観の位置

葛飾区は、東京都の東北端に位置し、面積は 34.84 km²あり東京 23 区中 7 番目の広さを有している。東は江戸川を境に千葉県松戸市に、西は足立区・墨田区、南は江戸川区、北は大場川を境として埼玉県八潮市・三郷市にそれぞれ接している。

葛飾柴又の文化的景観は、葛飾区の東部にあつて、葛飾区と松戸市の境を流れる江戸川に接し、矢切の渡し、帝釈天題経寺と門前の賑わい、山本亭などの歴史・文化資源が集積した地域であり、日本を代表する観光地の一つともなっている。

葛飾区の位置図



(2) 文化的景観の範囲

平成 23 年度から 26 年度の 4 年間にわたり実施した柴又地域文化的景観の保存調査の成果を、平成 27 年 3 月に「葛飾・柴又地域 文化的景観調査報告書」に取りまとめた。

同調査により、葛飾柴又の文化的景観は、柴又地域の歴史を踏まえ、帝釈天題経寺及び門前を中心に、それを背景として支える江戸川河川敷沿い及び国分道沿いに広がる微高地、さらに近世以前は主に水田として、そして近代以降に市街地化の進展した低地からなる範囲が文化的景観として一体性を有する範囲であることが判明したことから、これを葛飾柴又の文化的景観の範囲（重要文化的景観選定申出範囲）とする。

境界については、北側は、近代の代表的な低地開発の例として金町浄水場と取水塔を含み、国分道に面して古くから民家が存在してきた地域、具体的には国分道に面した一街区分までを範囲とした。

西側は、かつての新宿と柴又の境までを範囲とした。これは、この境から東側が柴

又八幡神社、西側は古録天神社の氏子域の境界となっていることによる。

南側は、柴又用水の主要ルートを受水域と河川改修に伴う寺社や旧家の移転地など低地開発の経緯を示す代表的な場所を範囲とした。柴又用水の受水域は南の佐倉道まで及ぶが、戦前の耕地整理に際しても旧流路が残り、使用され続けた部分に歴史的価値を認め、その部分を含む街区を目安とした。具体的にはそれは、戦前の「字」の境界と一致することから、当時の「字」である「本町」、「田組」を範囲とした。南側でさらに江戸川河川敷寄りの境界（主に「中通り」以東の境界）は、戦前期の低地開発の代表的事例の宝生院、帝釈天題経寺墓苑と河川改修により移転した北総鉄道よりも南側の柴又五丁目の旧家を含む地域とした。

東側は、江戸川の区域界とした。

これらを図にすると「文化的景観保存計画対象範囲」のとおりとなる。

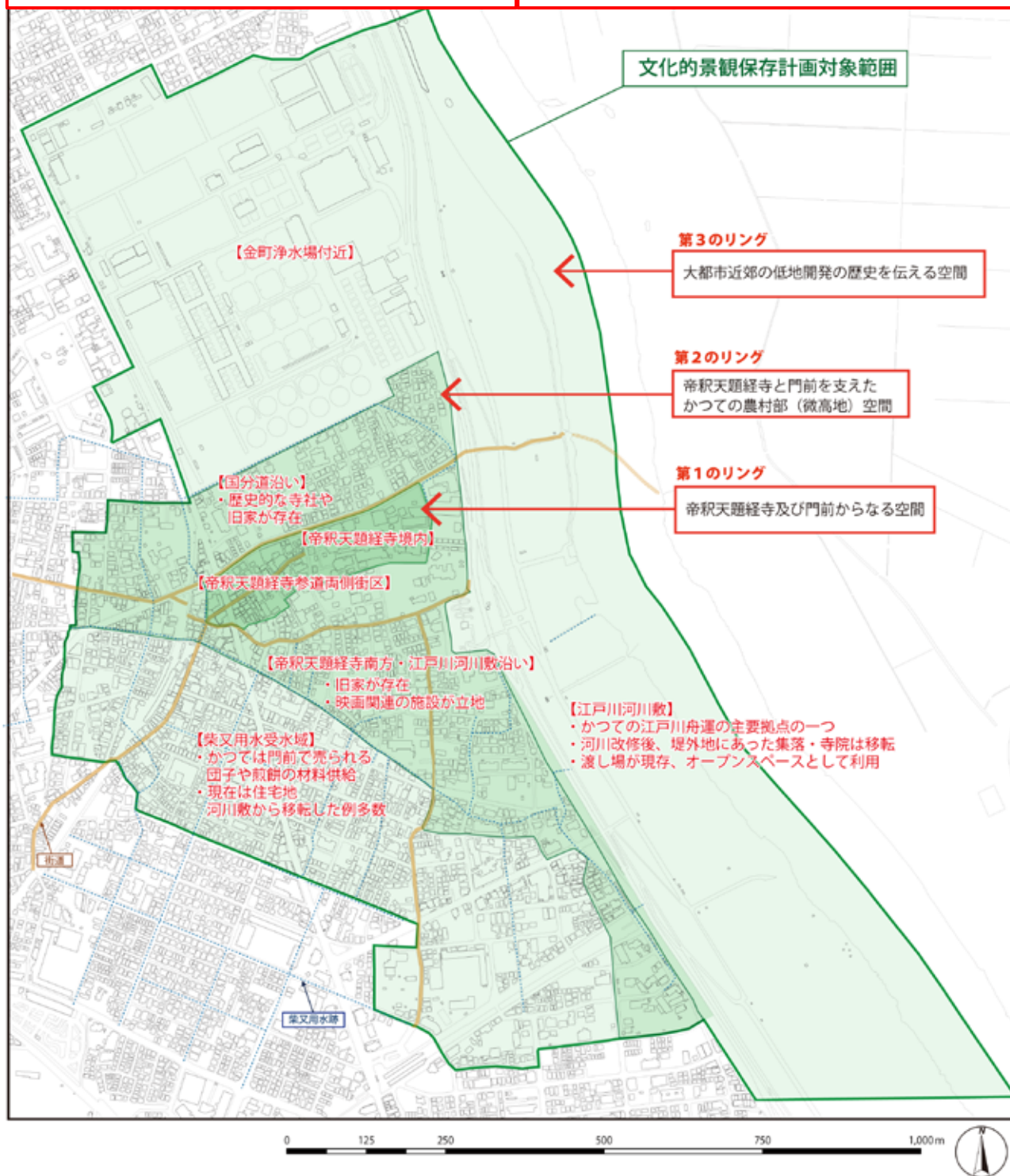
文化的景観保存計画対象範囲

【文化的景観の特徴】

- ア 江戸・東京と房総・北関東という2つの流れが結節する場所としてのノード性
- イ 都市・農村の両義性
- ウ 参詣客を意識して変貌してきた建築・空間の流動性

【文化的景観の一体性を担保するもの】

- ア 柴又用水（柴又の範囲を規定し、各リングを結節）
- イ 街道と江戸川（広域交通・流通を結節）
- ウ 旧家（第1のリングの寺社の檀家や氏子で、柴又地域開発の主体）



(3) 文化的景観の特質

① 3つの空間から構成される文化的景観

葛飾柴又の文化的景観は、地形及びそれに即した歴史的な土地利用の観点からなる3つのリング（空間構造）に捉えられる。

第1のリング：微高地の中心に位置し**帝釈天題経寺及び門前からなる空間**

第2のリング：第1のリングの周囲で江戸川河川敷沿い及び国分道沿いにかけて広がる微高地からなる**帝釈天題経寺と門前を支えたかつての農村部（微高地）空間**

第3のリング：微高地（第1のリング・第2のリング）の周囲で近世以前は主として水田として、そして近代以降に市街地化の進展した低地からなる**大都市近郊の低地開発の歴史を伝える空間**

② 文化的景観の形成過程

葛飾柴又の文化的景観における3つのリング（空間構造）は地形に即して歴史的に形成されてきたもので、まず柴又八幡神社古墳など、東京低地のなかで微高地がおりなす景観として現れてきた。古代から中世にかけては、帝釈道や国分道といった道路やといった交通網が整備され、柴又は他地域と結ばれた結節点として発達していく。

近世に入ると柴又は参詣客の増加、舟運といった流通の発達などを通じて江戸と結ばれていく。第1のリングでは帝釈天題経寺が創建され、とくに庚申信仰の高まりにより参詣客が増えていく。また、天保14年（1843）に柴又用水が開削されることで第2のリングやその周囲の第3のリングが耕作地として開発され、柴又は江戸の近郊農村地帯として発展していく。

明治中期から後期にかけては、金町駅の開業と帝釈人車鉄道の開通を契機としてさらに参詣客が増加する。帝釈天題経寺では明治20年代から伽藍整備が進み、それまで農村のような景観を呈していたと想定される参道に周囲の農家が副業的に川魚料理や団子等の店舗を開設し、徐々に建物が建ち並び始める。

大正から昭和初期にかけては、京成電鉄の開通、関東大震災後の都市化の進展などに伴い、第1のリングでは帝釈天題経寺の装飾彫刻がなされた帝釈堂の新築や、参道では参詣客向けの店舗が軒を連ね、門前町として連続する町並みがほぼ形作られていく。第2のリングでは宅地化や工場建設が進み、第3のリングでは耕地整理が行われ、現在に至る街区が形成された。また、江戸川の河川改修により河川敷にあった集落や寺院が移転したほか、金町浄水場が開設されるなど、低地の開発が進んだ。

第二次世界大戦後には、さらなる都市化が進み、面的に宅地化が進む。昭和40年代には第1のリングにおいて「下町」的な景観が再発見され、映画「男はつらいよ」のロケ地として選ばれる。第1のリングでは帝釈天題経寺や門前を中心に参詣客を呼び寄せるような増改築が続けられ、近年は第2のリング・第3のリングにその映画世界を展示する葛飾柴又寅さん記念館や山田洋次ミュージアムも開設されている。

このように葛飾柴又の文化的景観は、古代から中世までにある程度の発達をみていた第1のリング・第2のリングを一体として基層とし、近世以降、帝釈天の存在を中核に第1のリングが分離するとともに、第3のリングが開発されてきた。これらは交通や流通の発達といった主として江戸・東京との関係に対応するものであり、第1のリングから第3のリングまでは同期しながら形成されてきた（なお江戸・東京との関係は必ずしも一方向的なものでなかったことに注意する必要がある）。この結果、第1のリングではほぼ全域で面的に各時代を通じた景観的要素が重層しており、第2のリングでは線的や点的に各時代を通じた景観的要素が重層しながら分布し、第3のリングでは近世以降、主として近代以降の低地開発の経緯を示す景観的要素が点的に分布している。

③文化的景観の一体性

3つのリング（空間構造）はそれぞれ独立した景観を呈しながらも、それらは部分相互や部分と全体間に密接な関係を持ち、一体となった領域を形成している。それらは価値の差を示すものではなく、お互いに支え合いながら、葛飾柴又の文化的景観を構成している。

<文化的景観の一体性を示す例>

ア 第1のリングの帝釈天題経寺は第3のリングの江戸川沿いの景観とセットの名所として伝統的に捉えられる。

イ 第1のリング・第2のリングに居住する農家が帝釈天題経寺門前で副業的に始めたとされる店舗群。また、これらの店舗群は、第3のリング上の低地や河川などで収穫・採取されたと考えられる産物を加工し、団子や煎餅、川魚料理として販売した。

<文化的景観の一体性を担保するもの>

ア 柴又用水（柴又の範囲を規定し、各リングを結節）

イ 街道と江戸川（広域交通・流通を結節）

ウ 旧家（第1のリングの寺社の檀家や氏子で、柴又地域開発の主体）

（4）文化的景観の価値

①文化的景観の特徴と価値

葛飾柴又の文化的景観は3つのリング（空間構造）に捉えられるとともに、重要な構成要素として、帝釈天題経寺の境内・庭園・諸堂（彫刻）、参詣客向けに発達した独特の情緒とファサードをもつ店舗、周囲の微高地上の寺社や各リングごとの特徴を備えた旧家の建築や屋敷構え・植生・祠、わずかに残る農地やその開発を可能とした水路と橋等のインフラストラクチャーの痕跡などがある。

3つのリング（空間構造）は、地形に即した歴史的経緯からそれぞれ独立した景観

を呈しながらも、一体となった領域を形成しているが、決して固定的なものではなく、動的なものとして表出しており、その特徴は次の3点にまとめられる。

ア 江戸・東京と房総・北関東という2つの流れが結節する場所としてのノード性

柴又は様々な街道、河川が結び合う場所であり、江戸・東京の東郊というだけでなく、下総や北関東からの交流の終着点としてみることもできる。帝釈天題経寺帝釈堂は北関東の日光東照宮や妻沼聖天山歓喜院の系譜を汲むものであり、また、門前の町屋と角屋が合体したような建築形式は松戸宿にみられる建築とも酷似しており、実際、ある店舗は松戸宿から移築したという伝承を持っている。

イ 都市・農村の両義性

柴又は、水陸交通の要衝であるだけでなく、古くは微高地上に農業を生業とする集落によっても開発されてきた。門前は周辺の農家が副業的に設けた生業の店舗が立地することで発達し、周囲の微高地にも農家に由来する旧家が現存する。現在の景観にも地割や建築形式、参道街区内部の利用や旧家の植栽、石造物、井戸、祠などに農村に由来する特徴が見られる。

ウ 参詣客を意識して変貌してきた建築・空間の流動性

帝釈天題経寺や門前の景観は静的なものではなく、現在に至るまで常に参詣客を意識して、目まぐるしく様相を変えてきた。これは伝統的情緒を残しつつ、参詣客を呼ぶ要素を革新させてきたという点できわめて特徴的である。帝釈天題経寺の諸堂が増築・移築を繰り返しながら整備されてきたあり方や、門前の街並みが庇や看板、販売什器などを付加したり、昼夜で販売什器が位置を移動したりするなど、そのあり方によく示されている。

映画「男はつらいよ」の舞台として知られる柴又であるが、映画に描き出されているのは、高度経済成長によって失われつつあった、地域のコミュニティがまだ生きている、東京郊外の「下町」風景としての柴又であった。映画を通じて柴又は「日本の原風景」の一つとして日本人の胸に刻み込まれてきたのである。

柴又地域は、東京低地の特徴を備えながら、もともと偏在していた大都市近郊地帯が帝釈天題経寺の存在を核とし、一つの領域として凝集・再編成されてきたものであり、その結果、江戸・東京および関東地方のいずれとも一定の距離を保ちつつ、それらと浮動的な関係の下で発展してきた。これは郊外の都市形成の一つの典型でありながら、現在までその都市構造をよく継承し、生業を基礎とした独特の情緒ある景観を強く保ち、また作り続けてきたという点で他には例がなく、特にそれが有名映画の舞台として多くの人々に記憶されている点からきわめて貴重な文化的景観と判断される。

②景観単位別の特徴と価値

実際の景観には、3つのリング（空間構造）の中に7つの特徴の異なる景観単位（まとめ）が存在し、それぞれの特徴と価値は次のとおりである。

【帝釈天題経寺及び門前からなる空間（第1のリング）】

ア 帝釈天題経寺境内

帝釈天題経寺は17世紀前半に創建されたとされ、18世紀末に庚申信仰により参詣客を集めていった江戸近郊の流行寺の一つである。江戸時代から近代にかけて、旧堂を改造、移築しながら新堂を加える独特の造営過程によって整えられたもので、葛飾柴又の文化的景観の核をなす寺院である。

イ 帝釈天題経寺門前

帝釈天題経寺の門前として発展した街区で、緩やかに湾曲する約200mの通りに面し、店頭対面販売形式の店舗が連続し、伝統的な情緒や雰囲気を継承する。古街道の結節点であり、かつての近郊農村地帯で周辺農家が副業的に店を営んだことに起因する特徴が、地割や建築形式、街区内部の要素、販売品目等に現れている。現在に至るまで参詣客を意識して、ファサードが連続し、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出する独特の景観が整備され続けている。

参道沿いの家屋には明治以前の建築を複数含んでおり、東京近郊の農村地帯において名所化していった寺社の門前類似事例と比較して、これほどまとまり良く残す事例は稀有であるといえる。

【帝釈天題経寺と門前を支えたかつての農村部（微高地）空間（第2のリング）】

ウ 国分道沿い

微高地上の空間は、古来より街道が通過し、江戸時代以降の近郊農村として発達した居住域であり、柴又地域における歴史的な基層である。このうち、帝釈天題経寺の西側から北側にかけて広がる、水戸佐倉道から分岐した国分道沿いには、歴史的な寺社や旧家がまとまって存在する。旧家としては比較的新しく居住し始めた者が多く、それを反映し「エ 帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い」の旧家に比べ、屋敷構えは小規模で整形なものとなっている。こうした微高地上の旧家には、主屋、屋敷構え、境界装置にかつての農家としての特徴を残している。

エ 帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い

帝釈天題経寺の南側から江戸川河川敷に沿って、旧家が存在する。江戸時代の農地開発に関わり、比較的古くから居住し始めた者が多く、「ウ 国分道沿い」に比べ屋敷構えは大規模かつ不整形なものが多く、植栽や祠なども豊富に見られる。

【大都市近郊の低地開発の歴史を伝える空間（第3のリング）】

オ 柴又用水受水域

微高地の南側に位置し、天保6年（1835）に開削された柴又用水によって主として水田として開発されるようになったと考えられる。低地を縦横に柴又用水及

びその支流が流れ、現在では埋め立てられてしまったものの、その痕跡を残している。また大正から昭和初期にかけて大半の場所で耕地整理事業や土地区画整理事業が行われている。この景観は、江戸川の河川改修に伴い移転した低地開発の経緯を示す寺院や旧家等から構成される。

カ 金町浄水場付近

微高地の北側に位置し、大正15年（1926）8月に竣工した金町浄水場と江戸川上の取水塔からなる。大都市近郊における近代の低地開発の一例を示すものであり、近代建築もいくつか残されている。

キ 江戸川河川敷

中世には太日川と呼ばれ利根川の本流であった江戸川は、その河川景観とともに東岸に形成された微高地に集落が営まれ、江戸川舟運や渡河交通の拠点として栄えた。大正年間に河川改修がなされ、これらの集落は移転し、現在は堤、遊歩道、スポーツグラウンドなどからなる広大なオープンスペースとなっている。

3 文化的景観の保存に関する基本方針

(1) 基本方針

葛飾柴又の文化的景観の価値を保存・継承していくため、「調和の取れた土地利用」と「文化的景観の特徴を示す構成要素の保存と継承」に努めるとともに、「伝統的な生活・生業の継承と発展」を支援していくことを基本方針とする。

葛飾柴又の文化的景観の範囲にお住いの方、商売をされている方、地権者等の地域の人たち（以下「地元住民」という。）とともに文化的景観の保存・継承に努めるとともに、文化的景観の基盤をなす地域コミュニティの活動支援や協働を推進し、保存のための具体的な支援制度や文化的景観の価値や観光資源としての魅力を高めるための整備を進める。

その際、保存管理、整備活用及び管理運営の観点から、次のとおり取り組んでいくものとする。

(2) 保存管理の観点

①調和の取れた土地利用

柴又地域は、江戸川右岸に位置し、東京低地の地理的な特徴を備えながら、もともと偏在していた大都市近郊地帯が帝釈天題経寺の存在を核とし、ひとつの領域として凝集・再編成され、現在に至るが、3つのリング（空間構造）及び7つの景観単位に基づく土地利用のあり方は継承されている。

こうした土地利用は、葛飾柴又の文化的景観の基盤を形成するものであり、第1のリングの帝釈天題経寺及び門前においては歴史に裏打ちされた独特の景観、情緒や雰囲気、賑わいが維持されている。第2のリング・第3のリングでは、長い歴史のある柴又を反映する落ち着いた住宅が建ち並んでいるが、伝統的な屋敷構や生業を引き継ぐ旧家が健在で、各リングを繋いだ柴又用水も確認可能な状態で残されており、柴又の背景である江戸川周辺の自然環境も引き継がれている。

このような歴史を引き継ぐ葛飾柴又の文化的景観は、江戸川土手から見て、建物の高さ・色彩、緑地、自然環境等、調和の取れたものとなっており、今後も、現在の景観を継承できるような土地利用に努める。

②文化的景観の特徴を示す構成要素の保存と継承

葛飾柴又の文化的景観の特徴を表している街道や路地、店舗や旧家、用水（跡）、寺社など個々の物件の保存に努める。

特に、重要な構成要素として特定したものは、必要に応じた修理・修景を行うなど、所有者等と協力し適切な保存管理を図る。

③伝統的な生活・生業の継承と発展

帝釈天題経寺門前では、飲食店や土産物店などが軒を連ね、特徴ある軒や路上に販売什器を設置し、独特の賑わいのある空間が形成されており、また、その周辺には農地が残されており、旧家の伝統的な生活・生業が継承されている。

これら地域の伝統的な営みは、文化的景観の保存・活用には、不可欠であるが、高度経済成長期以降の都市化の進行等により、その継承が危ぶまれる場合もある。

こうした状況を踏まえ、関係諸団体とも連携し、伝統的な生活・生業の継承の支援に努める。

(3) 整備活用の観点

葛飾柴又の文化的景観の魅力を一層向上させるため、関連計画や各種事業等に基づき、積極的な整備・活用を図るものとする。整備に当たっては、土地利用の歴史の変遷を十分踏まえて関係機関と連携しながら、より良い景観形成を図っていく。

また、伝統的な生活・生業の維持・継承のための施策を行政や関係者が一体となって積極的に展開し、地域の活性化を促進するように取り組んでいく。さらには、葛飾柴又の文化的景観に関するフォーラムや意見交換会の開催など、地元住民がその価値について学習・体験できる機会を幅広く提供し、地域に根ざしたまちづくりを進めていけるよう努めるものとする。

(4) 管理運営の観点

文化的景観としての価値を守り継承していくためには、地元住民が文化的景観の価値を理解し、自らの手でその魅力を磨き高めるよう取り組んでいくことが肝要である。

また、開発業者等の民間事業者についても、文化的景観の価値を理解し、その保存・活用に取り組んでもらう必要がある。

そのために、行政における施策面の充実と併せて、行政や地元住民など、柴又地域に関わるすべての人たちが共通の認識や目標の下に活動していける体制の整備を図るものとする。

4 文化的景観の重要な構成要素

(1) 文化的景観の重要な構成要素の特定

葛飾柴又の文化的景観の構成要素は、それぞれの特性に応じて面、線、点の3つに分類が可能である。

面は、線や複数の点といった要素が複合して形成される面的な構成要素を指し、諸堂と庭園などからなる寺院の境内や参道両側の街区に加え、矢切の渡しの発着点を含む河川敷のようなオープンスペースを含む。

線は、点の構成要素間を繋ぐような線的な構成要素を指し、主として柴又用水（跡）や道路、航路などの流通や往来を担うインフラストラクチャーから構成される。

点は、それ自体が単体で一つの景観を構成する単位を指し、ある施設や建築、さらにはある施設や建築に付随する植栽や石造物、祠といったものまでを含む。

葛飾柴又の文化的景観の保存調査により、文化的景観範囲内のすべての構成要素の中から、葛飾柴又の文化的景観の本質的な価値を示すものとして、その核となる空間を構成する帝釈天題経寺と門前（面・点）、伝統的な屋敷構や生業を引き継ぐ旧家（点）、文化的景観の背景となる江戸川や柴又用水跡（線）等を重要な構成要素として特定し、「(3) 文化的景観重要な構成要素一覧」、「(5) 文化的景観重要な構成要素個票」に取りまとめた。

取りまとめるに当たっては、保存対象の種別に合わせ、面を「A 区域」、線を「B 道」・「C 水系」、点を「D 敷地」・「E 建築物」・「F 工作物」・「G 機能」とし、7つに分類した。

また、葛飾柴又の文化的景観の3つの特徴「ア 江戸・東京と房総・北関東という2つの流れが結節する場所としてのノード性」、「イ 都市・農村の両義性」、「ウ 参詣客を意識して変貌してきた建築・空間の流動性」との関連についても併せて記載した。

種別	主な構成要素
A 区域（面）	帝釈天題経寺の境内、帝釈天題経寺参道の両側の街区、江戸川（河川敷及び土手を含む）
B 道（線）	帝釈道、国分道（帝釈道）、中通り など
C 水系（線）	江戸川、柴又用水跡（本流部）、柴又用水跡（柴又駅南東部）など
D 敷地（点）	寺社・旧家・柴又駅・金町浄水場等の敷地、柴又駅前広場、参道両側の店舗などの建築物の敷地 など
E 建築物（点）	寺社・旧家・柴又駅の建築物、参道両側の店舗などの建築物 など
F 工作物（点）	碑、祠、樹木、矢切の渡しの船着き場 など
G 機能（点）	金町浄水場、葛飾柴又寅さん記念館、山田洋次ミュージアム、矢切の渡しの各機能

(2) 現状変更等の届出について

「(5) 文化的景観重要な構成要素個票」の「保存対象」について、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下本文において「現状変更等」という。）を行う場合は、所有者等から届出をしてもらう。

現状変更等の届出に当たっては、計画時点で、所有者等から区担当窓口（相談体制については、「7 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項」に記載する。）に予め相談するものとする。

区担当窓口は、当該計画が現状変更等に該当するかどうか判断し、現状変更等に該当する場合は、葛飾柴又の文化的景観の価値を担保できる現状変更等の方法について、所有者等と調整を図った上で、文化庁長官に現状変更等を届け出ることとする。

(3) 文化的景観重要な構成要素一覧

第1のリング(1)

景観単位		要素名	種別 A 区域 B 道 C 水系 D 敷地 E 建築物 F 工作物 G 機能	文化的景観の 特徴との関係 ア ノード性(結節) イ 都市・農村の両義性 ウ 建築・空間の流動性	備考	
第1のリング	1	帝釈天題経寺境内	帝釈天題経寺の境内	A D F	ア ウ	
	2	帝釈天題経寺境内	釈迦堂(開山堂)	E	ウ	
	3	帝釈天題経寺境内	祖師堂(本堂)	E	ウ	
	4	帝釈天題経寺境内	帝釈堂	E	ア ウ	
	5	帝釈天題経寺境内	二天門	E	ア ウ	
	6	帝釈天題経寺境内	大客殿	E	ウ	
	7	帝釈天題経寺境内	大鐘楼	E	ウ	
	8	帝釈天題経寺境内	鳳翔会館	E	ウ	
	9	帝釈天題経寺境内	瑞龍のマツ	F	ウ	
	10	帝釈天題経寺境内	邃溪園	D	ウ	
	11	帝釈天題経寺境内	御神水	C F G	ウ	
	12	帝釈天題経寺門前	帝釈天題経寺参道の両側の街区	A	ア イ ウ	
	13	帝釈天題経寺門前	ゑびす家	D E	イ ウ	
	14	帝釈天題経寺門前	船橋屋	D E	イ ウ	
	15	帝釈天題経寺門前	高木屋老舗(北)	D E	イ ウ	
	16	帝釈天題経寺門前	い志い	D E	イ ウ	
	17	帝釈天題経寺門前	空き店舗	D E	イ ウ	
	18	帝釈天題経寺門前	おつけもの丸仁	D E	イ ウ	
	19	帝釈天題経寺門前	吉野家	D E	イ ウ	
	20	帝釈天題経寺門前	柴又丸仁	D E	イ ウ	

第1のリング（2）

景観単位		要素名	種別 A 区域 B 道 C 水系 D 敷地 E 建築物 F 工作物 G 機能	文化的景観の 特徴との関係 ア ノード性（結節） イ 都市・農村の両義性 ウ 建築・空間の流動性	備考	
第1のリング	2 1	帝釈天題経寺門前	浅野屋	D E	イ ウ	
	2 2	帝釈天題経寺門前	松屋	D E	イ ウ	
	2 3	帝釈天題経寺門前	三仏屋	D E	イ ウ	
	2 4	帝釈天題経寺門前	川千家	D E	イ ウ	
	2 5	帝釈天題経寺門前	園田木彫店	D E	イ ウ	
	2 6	帝釈天題経寺門前	わかば園	D E	イ ウ	
	2 7	帝釈天題経寺門前	園田神仏具店	D E	イ ウ	
	2 8	帝釈天題経寺門前	旧市河家	D E	イ ウ	
	2 9	帝釈天題経寺門前	たなかや	D E	イ ウ	
	3 0	帝釈天題経寺門前	だるまや	D E	イ ウ	
	3 1	帝釈天題経寺門前	高木屋老舗（南）	D E	イ ウ	
	3 2	帝釈天題経寺門前	大和家	D E	イ ウ	
	3 3	帝釈天題経寺門前	金子屋	D E	イ ウ	
	3 4	帝釈天題経寺門前	とらや	D E	イ ウ	
	3 5	帝釈天題経寺門前	立花屋	D E	イ ウ	
	3 6	帝釈天題経寺門前	代々喜	D E	イ ウ	
	3 7	帝釈天題経寺門前	茗荷屋	D E	イ ウ	
	3 8	帝釈天題経寺門前	延命堂	D E	イ ウ	
	3 9	帝釈天題経寺門前	大徳	D E	イ ウ	
	4 0	帝釈天題経寺門前	やぶ忠	D E	イ ウ	

第1のリング（3）

景観単位		要素名	種別 A 区域 B 道 C 水系 D 敷地 E 建築物 F 工作物 G 機能	文化的景観の 特徴との関係 ア ノード性（結節） イ 都市・農村の両義性 ウ 建築・空間の流動性	備考
第1のリング	4 1	帝釈天題経寺門前 亀家本舗	D E	イ ウ	
	4 2	帝釈天題経寺門前 もんでん	D E	イ ウ	
	4 3	帝釈天題経寺門前 中村堂	D E	イ ウ	
	4 4	帝釈天題経寺門前 そ乃田民芸店	D E	イ ウ	
	4 5	帝釈天題経寺門前 公衆便所	D E	イ ウ	
	4 6	帝釈天題経寺門前 帝釈天王安置の碑	F	ア	
	4 7	帝釈天題経寺門前 映画の碑・常夜燈	F	ア	

第2のリング（1）

景観単位		要素名	種別 A 区域 B 道 C 水系 D 敷地 E 建築物 F 工作物 G 機能	文化的景観の 特徴との関係 ア ノード性（結節） イ 都市・農村の両義性 ウ 建築・空間の流動性	備考	
第2のリング	4 8	国分道沿い 帝釈道	B	ア イ		
	4 9	国分道沿い 国分道（帝釈道）	B	ア イ		
	5 0	国分道沿い 八幡神社	D F	ア イ		
	5 1	国分道沿い 真勝院	D F	イ		
	5 2	国分道沿い 水神様	D F	イ		
	5 3	国分道沿い 旧家 1	D E	イ		
	5 4	国分道沿い 旧家 2	D	イ		
	5 5	帝釈天題経寺南方・ 江戸川河川敷沿い	中通り	B	ア イ	
	5 6	帝釈天題経寺南方・ 江戸川河川敷沿い	山本亭	D E	イ	

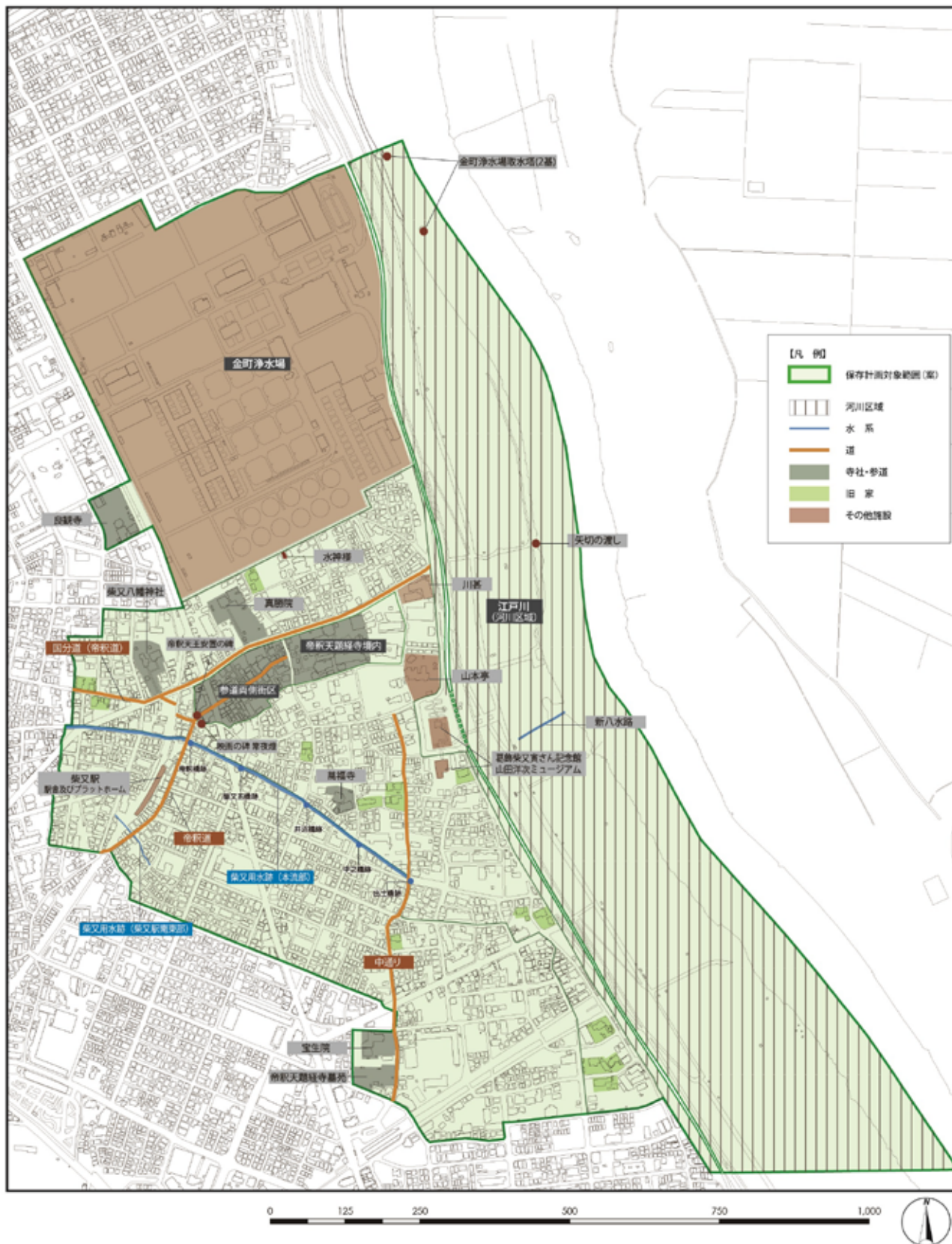
第2のリング（2）

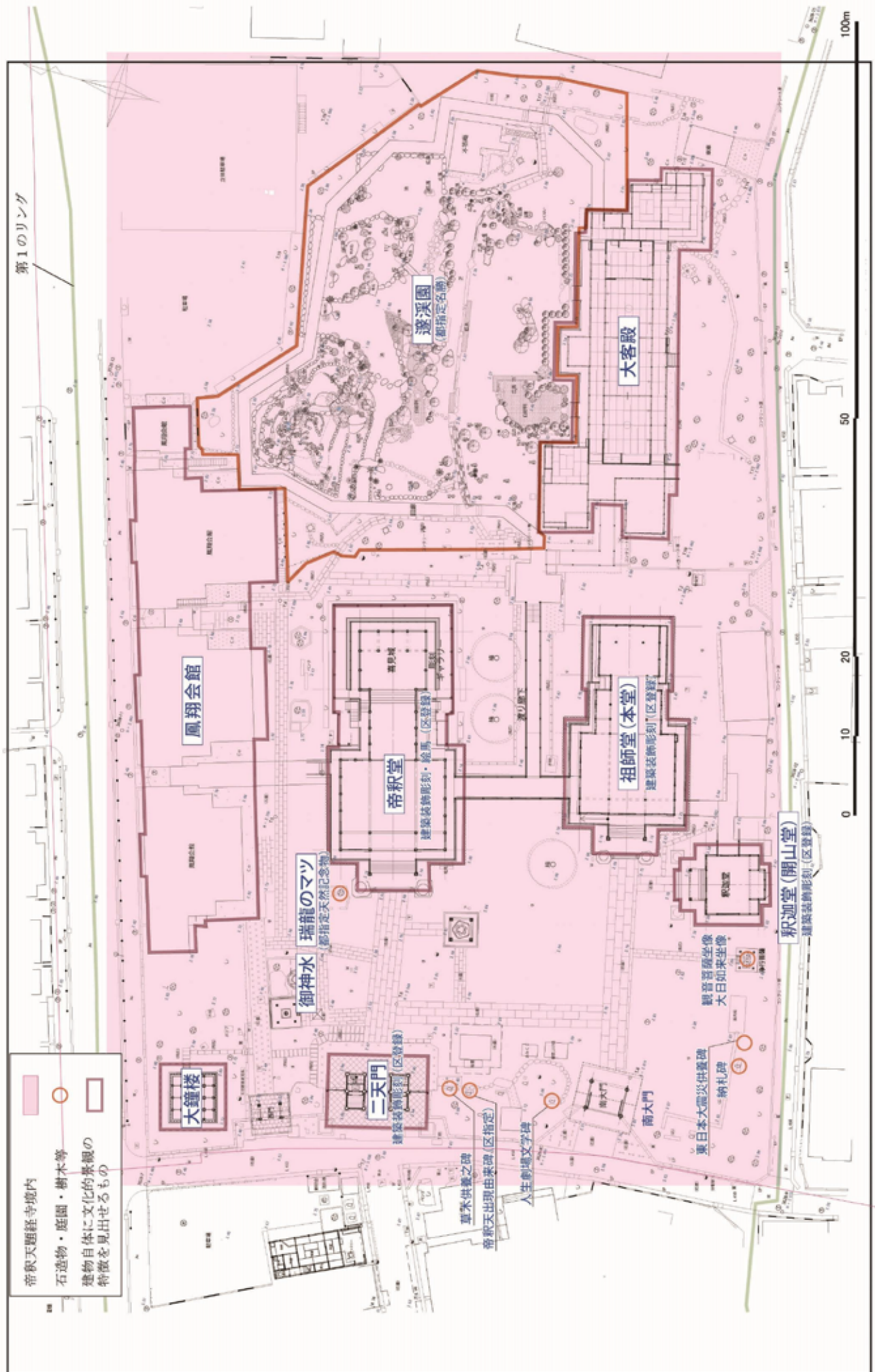
景観単位		要素名	種別 A 区域 B 道 C 水系 D 敷地 E 建築物 F 工作物 G 機能	文化的景観の 特徴との関係 ア ノード性（結節） イ 都市・農村の両義性 ウ 建築・空間の流動性	備考	
第2のリング	57	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	萬福寺	D	イ	
	58	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家3	D	イ	
	59	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家4	D E	イ	
	60	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家5	D E	イ	
	61	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家6	D	イ	
	62	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家7	D	イ	
	63	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家8	D	イ	
	64	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家9	D	イ	
	65	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家10	D	イ	
	66	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家11	D E	イ	
	67	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家12	D	イ	
	68	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家13	D E	イ	
	69	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	旧家14	D E	イ	
	70	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	川甚	D	イ	
	71	帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い	山田洋次ミュージアム	G		

第3のリング

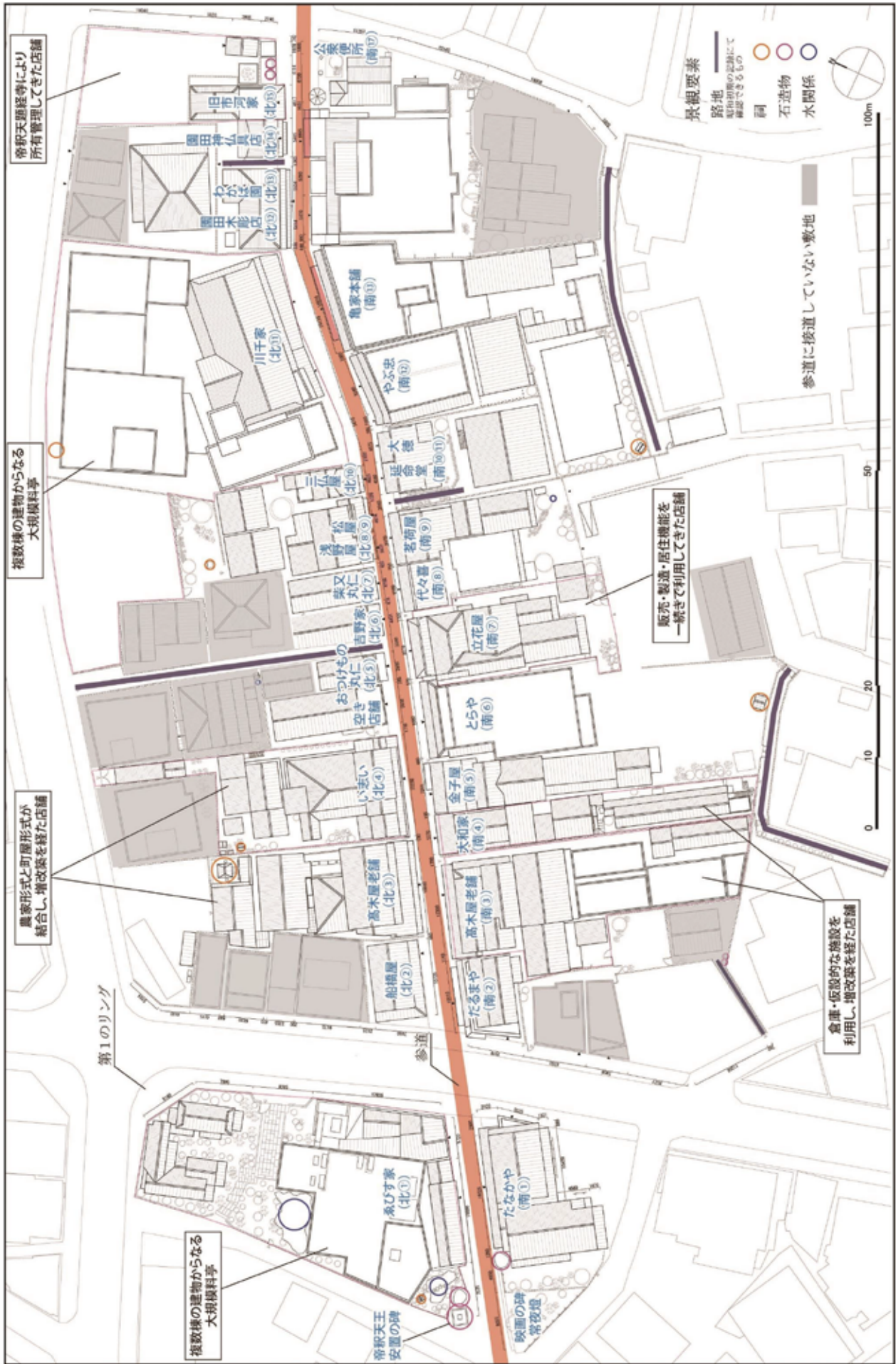
景観単位		要素名	種別 A 区域 B 道 C 水系 D 敷地 E 建築物 F 工作物 G 機能	文化的景観の 特徴との関係 ア ノード性(結節) イ 都市・農村の両義性 ウ 建築・空間の流動性	備考	
第3の リング	72	柴又用水受水域	柴又用水跡(本流部)	B C	イ	
	73	柴又用水受水域	柴又用水跡 (柴又駅南東部)	B C	イ	
	74	柴又用水受水域	柴又駅(駅舎及びプラットホーム)	D E	ア	
	75	柴又用水受水域	柴又駅前広場	D	イ	
	76	柴又用水受水域	宝生院	D E	イ	
	77	柴又用水受水域	帝釈天題経寺墓苑	D F	ア	
	78	帝釈天題経寺南方・ 江戸川河川敷沿い	旧家15	D	イ	
	79	金町浄水場付近	良観寺	D	イ	
	80	金町浄水場付近	金町浄水場	D G		
	81	金町浄水場付近	金町浄水場取水塔(2基)	E		
	82	江戸川河川敷	江戸川(河川区域)	A C	ア	
	83	江戸川河川敷	矢切の渡し	F G	ア イ	
	84	江戸川河川敷	新八水路	C	イ	
	85	江戸川河川敷	葛飾柴又寅さん記念館	G		

(4) 文化的景観重要な構成要素位置図





文化的景観重要な構成要素位置図(帝釈天題経寺境内)




文化的景観重要な構成要素位置図(帝釈天題経寺参道)


(5) 文化的景観重要な構成要素個票

第1のリング


重要な構成要素1-1

種別	A区域 D敷地 F工作物	特徴	ア ウ	写真	
名称	帝釈天題経寺の境内				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	宗教法人				
概要と価値	日蓮宗の寺院。江戸中期に庚申待ちの民間信仰と結びついて「宵庚申」の参詣が盛んになり、江戸近郊の「流行寺」として名所となった。境内は、江戸時代から近代にかけて、旧堂を改造、移築しながら新堂を加える独特の造営過程によって整えられたもので、柴又地域の文化的景観の核をなす寺院である。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・境内地の形状 ・境内の石造物、工作物 ・名勝庭園 ・天然記念物の植栽 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・境内地形状の変更 ・境内の石造物、工作物の変更（移設、滅失、損壊等） ・遼溪園の改修・改変等（樹木剪定を除く） ・瑞龍のマツの伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 			文化財指定 ・登録等	個別の重要な構成要素に記載


重要な構成要素1-2

種別	E建築物	特徴	ウ	写真	
名称	釈迦堂（開山堂） ※帝釈天題経寺境内				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	宗教法人				
概要と価値	建築年代：18世紀後半～19世紀初頭 開山日栄上人像及び大曼荼羅を祀る堂である。元来は宗祖日蓮聖人を祀る祖師堂として妻入の形式で創建されたもので、2度の移築、改造により原位置に落ち着いた。近世後期以来の帝釈天題経寺の歴史を体現する建築物である。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	区登録有形文化財（建築装飾彫刻）


重要な構成要素 1 - 3

種 別	E 建築物	特 徴	ウ	写 真	
名 称	祖師堂（本堂） ※帝釈天題経寺境内				
所在地	葛飾区柴又 7 丁目				
所有者等	宗教法人				
概要 と 価値	建築年代：（内殿）近世後期～明治10年 （拝殿）安永8年 宗祖日蓮聖人を祀る、権現造形式の堂である。拝殿は安永8年（1779）に再建された本堂が移築、改造を経て伝わるもの、内殿は旧帝釈堂内殿を移築したもので、両棟が相の間で繋がれている。釈迦堂（開山堂）同様に帝釈天題経寺の歴史を体現する建築物である。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置 ・ 建築物の外観 				
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置の変更（移築等） ・ 建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	区登録有形文化財（建築装飾彫刻）


重要な構成要素 1 - 4

種 別	E 建築物	特 徴	ア ウ	写 真	
名 称	帝釈堂 ※帝釈天題経寺境内				
所在地	葛飾区柴又 7 丁目				
所有者等	宗教法人				
概要 と 価値	建築年代：（内殿）大正4年 （相の間及び拝殿）昭和4年 帝釈天題経寺の板本尊を祀る境内最大の堂で、拝殿と内殿を相の間で繋ぐ権現造の形式である。妻沼の歎喜院を手がけた一族の林門作の設計になる。相の間から内殿の外部は、法華説話に題材をとった彫刻などで埋め尽くされる。帝釈天題経寺境内を華やかに彩る象徴的な建築物である。柴又七福神の毘沙門天を祀る。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置 ・ 建築物の外観 				
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置の変更（移築等） ・ 建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	区登録有形文化財（建築装飾彫刻・絵馬）


重要な構成要素 1 - 5

種 別	E 建築物	特 徴	ア ウ	写 真	
名 称	二天門 ※帝釈天題経寺境内				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	宗教法人				
概要 と 価値	建築年代：明治29年 三間一戸楼門。近世後期以来の伝統的な社寺建築の形式を持つ。木鼻や組物間には豊かな彫刻が施される。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置 ・ 建築物の外観 				
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置の変更（移築等） ・ 建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	区登録有形文化財（建築装飾彫刻）


重要な構成要素 1 - 6

種 別	E 建築物	特 徴	ウ	写 真	
名 称	大客殿 ※帝釈天題経寺境内				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	宗教法人				
概要 と 価値	建築年代：昭和4年 書院造の形式を持つ近代和風建築で、庭園に面して3室を一行に並べ、高欄付きの濡縁を設ける。上段の間は、床柱に南天の自然木を大胆に用いるなど、格調高い形式の中にも自由度を持つ豪華な室で、帝釈天題経寺の格式の高さを象徴している。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置 ・ 建築物の外観 				
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置の変更（移築等） ・ 建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	都選定歴史的建造物



重要な構成要素 1 - 7

種 別	E 建築物	特 徴	ウ	写 真
名 称	大鐘楼 ※帝釈天題経寺境内			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	宗教法人			
概要 と 価値	建築年代：昭和30年 方一間袴腰付きの鐘楼で、戦後の建築ながら、二天門、帝釈堂と続く明治以降の堂宇と連続した造形を持つ。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置 ・ 建築物の外観 			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置の変更（移築等） ・ 建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等

重要な構成要素 1 - 8

種 別	E 建築物	特 徴	ウ	写 真
名 称	鳳翔会館 ※帝釈天題経寺境内			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	宗教法人			
概要 と 価値	建築年代：昭和48年（設計：菊竹清訓） 寺務所兼信徒会館。鉄骨HPシェル構造の釣り屋根の中に自由度の高い内部空間を設けたユニットを3棟並べて接続し、将来の増築も想定した、設計者菊竹清訓の建築観「メタボリズム」を体現する建築である。現代の素材と技術を用いながら境内空間とよく調和している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置 ・ 建築物の外観 			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の位置の変更（移築等） ・ 建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 1-9

種別	F工作物	特徴	ウ	写真	
名称	瑞龍のマツ ※帝釈天題経寺境内			 	
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	宗教法人				
概要と価値	<p>帝釈天題経寺の帝釈堂の前面に生育するクロマツで、本山開基の日栄上人が柴又へ立寄った際、見事な枝ぶりの松を見つけ、近づいてみるとマツの下に霊泉が湧いたことから、この地に庵を設けたと縁起に記されている。マツは高さ約10.0メートル、枝張は東西約16.6メートル、南北約19.3メートル、目通り幹周1.8メートルで、上方にまっすぐ伸びる幹と3方に長く伸びた大枝からなる大木で、天にのぼる龍の如き様から名がつけられた。帝釈天題経寺の縁起ともかかわり、帝釈堂の正面と一体になった景観を成す東京を代表する名木である。</p>				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植生生態 ・ 玉垣及び石碑 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 ・ 玉垣及び石碑の変更（移設、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	都指定文化財 (天然記念物)


重要な構成要素 1-10

種別	D敷地	特徴	ウ	写真	
名称	遼溪園 ※帝釈天題経寺境内			 	
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	宗教法人				
概要と価値	<p>名庭師永井楽山が最後に手がけた庭園で、遼溪園の名は滝の風情が幽邃であることから命名されたといわれている。昭和59年に庭の外周に回廊が設けられ、視点をかえながら景色を楽しめるようになっている。都内の寺院の多くは、関東大震災や第二次世界大戦で被災したり移転したりしており、旧状を留めているものは少ない。都内における寺院庭園として秀逸で、戦前から作庭を開始し、大規模改変のない庭園として、芸術的・学術的価値が高く、貴重である。</p>				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植生生態 ・ 庭園工作物等 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 ・ 庭園工作物等の変更（移設、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	都指定文化財 (名勝)


重要な構成要素 1 - 1 1

種 別	C水系 F工作物 G機能	特 徴	ウ	写 真
名 称	御神水 ※帝釈天題経寺境内			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	宗教法人			
概要 と 価値	<p>帝釈天題経寺は、寛永6年（1629）に中山法華経寺第19世禅那院日忠上人によって開山したといわれているが、実際は日忠上人のお弟子題経院日栄上人による開基であると伝えられている。日栄上人が葛飾柴又へ寄った際、見事な枝ぶりのマツの木があるのを見つけ、近づいてみるとマツの下に霊泉が湧いており、庵を設けたと縁起に記されている。この霊泉が今も滾々と地中から清水を湧き出している「御神水」であり、その松が「瑞龍のマツ」といわれており、「御神水」は「瑞龍のマツ」とともに、帝釈天題経寺誕生の鍵となる存在となっている。映画「男はつらいよ」では、この「御神水」が寅さんの産湯として紹介されている。現在でも11月3日に、金町浄水場近くの水神様で読経があげられた後、境内に戻り「御神水」のところで読経が行われており、水の祭祀が執り行われている。地下水をポンプで汲み上げているが水量は豊富で、「御神水」を覆うマツとその根元に黒ボクを組んで水神様が祀られるなど、いにしえから続く柴又地域の水との関係を「御神水」は物語る施設としても貴重である。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の位置 ・工作物の外観 ・御神水 			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の位置の変更（移築等） ・工作物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） ・御神水の汲み上げの廃止 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 1-12

種別	A区域	特徴	アイウ	写真
名称	帝釈天題経寺参道の両側の街区			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	宗教法人、個人、葛飾区			
概要と価値	<p>帝釈天題経寺の門前として発展した街区。緩やかに湾曲する約200mの通りに面し、店頭対面販売形式の店舗が連続し、伝統的な情緒や雰囲気を受け継ぐ。古街道の結節点であり、かつての近郊農村地帯で周辺農家が副業的に店を営んだことに起因する特徴が、地割や建物形式、街区内部の要素、販売品目等に現れている。現在に至るまで参詣客を意識して、ファサードが連続し、屋根・庇など町並みの表情を作る要素により賑わいを演出する独特の景観が整備され続けている。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 参道から帝釈天題経寺への通景 敷地割・路地 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 参道から帝釈天題経寺への通景の変更 敷地割、路地形態の変更 			


重要な構成要素 1-13

種別	D敷地 E建築物	特徴	イウ	写真
名称	ゑびす家			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要と価値	<p>木造2階建（一部鉄筋コンクリート造3階建）の店舗。 ゑびす家は、もともとはこの敷地に居住していた農家で、草団子屋から明治期に料亭営業に転じたという。参道に面した主屋は切妻造瓦葺き、木造2階建て、大正初期に建設されており、近傍から曳家された可能性もある。庭を持ち、様々な時期に建設された複数の棟からなる建物が結合することで一つの大きな建築を作り上げており、この地域の大規模な料亭建築の一つの典型となっている。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地（祠や庭園を含む）の形状 建築物（主屋・宴会場）の位置及び配置 建築物（主屋・宴会場）の外観 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地（庭園を含む）の形状の変更 建築物（主屋・宴会場）の位置及び配置（移築等） 建築物（主屋・宴会場）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 祠の移設、滅失、損壊等 			

重要な構成要素 1-14

種別	D敷地 E建築物	特徴	イウ	写真
名称	船橋屋			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要と価値	<p>鉄骨造2階建の店舗。 創業は文化2年（1805）に開店した老舗であり、本店は亀戸天神参道にある。参道と柴又街道との角地に位置し、1階ではくず餅、くず餅入り特製あんみつ等を開け放した軒底下で店頭販売し、軒庇上には看板を置く。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。2階は喫茶室として利用されている。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等

重要な構成要素 1-15

種別	D敷地 E建築物	特徴	イウ	写真
名称	高木屋老舗（北）			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要と価値	<p>木造2階建の店舗。 参道に面して昭和初年以前に建てられたと思われる店舗、厨房、菓子工場を兼ねた2階建の主屋、昭和40年頃に後方に接続して増築された2階建で1階が菓子工場、2階が住居となっている建築物から構成される。主屋は間口一杯に道路に沿って伸びる表屋部分と、間口より狭く奥行き方向に伸びる角屋（つのや）部分からなる。建物は移築されたとも伝えられ、もともと別々に建てられた表屋（おもてや）と角屋が接合された可能性もある。2階の座敷は入念な仕上げがなされている。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地（祠を含む）の形状 ・建築物（主屋）の位置 ・建築物（主屋）の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物（主屋）の位置の変更（移築等） ・建築物（主屋）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） ・祠の移設、滅失、損壊等 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 1-16

種別	D敷地 E建築物	特徴	イウ	写真
名称	い志い			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要と価値	<p>木造2階建の店舗。 石井家は参道斜向かいにあった飴屋から分家し、その際に参道沿いの店舗と松戸にあった店舗を移築して、現在の主屋の道路に面した表屋部分ができたとされる。表屋部分は江戸時代までさかのぼるともいわれ、主屋後部に丁字型に突き出す角屋（つのや）部分は農家のような田の字型のプランを持ち、明治期に建てられた。参道で最も古い建築と思われ、全体として、参道に面した切妻・平入、町屋形式の表屋と、寄棟・妻入で農家の形式を残した角屋というように、農村部と都市部の両方の建築の特徴を併せ持った建築である。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地（祠を含む）の形状 ・建築物（主屋）の位置 ・建築物（主屋）の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） ・祠の移設、滅失、損壊等 			文化財指定・登録等


重要な構成要素 1-17

種別	D敷地 E建築物	特徴	イウ	写真
名称	空き店舗			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	個人他			
概要と価値	<p>現在は、空き店舗となっている。シャッターが設けられているが1階は開け放して商いが可能で、ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る外観である。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定・登録等


重要な構成要素 1 - 1 8

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	おつけもの丸仁				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要と価値	<p>木造2階建の店舗。 漬物販売の店舗として営業しており、近年看板設置やファサードの改修が行われている。 開け放して1階軒底下で店頭販売する。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。</p>				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	


重要な構成要素 1 - 1 9

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	吉野家				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要と価値	<p>木造2階建の店舗。 開け放して1階軒底下で草だんご等を店頭販売する。参詣客を意識して、ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。</p>				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の位置 ・建築物の外観 ・敷地の形状 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	


重要な構成要素 1 - 2 0

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	柴又丸仁				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要 と 価値	木造2階建の店舗。 開け放した1階軒庇下で佃煮等を店頭販売し、軒庇上には看板を置く。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	


重要な構成要素 1 - 2 1

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	浅野屋				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要 と 価値	木造2階建の店舗。 看板等の更新以外、目立った改修は行われていない。 開け放した1階軒庇下で煎餅を店頭販売し、軒庇上には看板を置く。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	


重要な構成要素 1 - 2 2

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	松屋				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要 と 価値	木造2階建の店舗。参道側からガラス越しに店内での飴製造の過程が見学できる。明治元年に深川で創業、昭和9年に柴又に移ってきたという。近年看板設置やファサードの改修が行われている。軒底下で商品を店頭販売し、軒庇上には看板を置き、参道の賑わいを演出している。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			文化財指定 ・登録等	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 				


重要な構成要素 1 - 2 3

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	三仏屋				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要 と 価値	木造2階建の店舗。開け放した1階軒底下で商品を店頭販売し、軒庇上には看板を置く。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			文化財指定 ・登録等	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 				


重要な構成要素 1-24

種別	D敷地 E建築物	特徴	イウ	写真
名称	川千家			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要と価値	<p>木造2階建（一部鉄筋コンクリート造5階建）の店舗。 川千家は当初江戸川の土手付近で鯉料理を出す店としてスタートし、明治33年に現在地に移り、既存の建物を利用して営業を開始したという。主屋部分は木造2階建平入の建築で、昭和3年に上棟されている。左手に厨房、敷地奥にRC造の建物が増築されている。庭を中心に4つの部分が結合することで巨大な一つの建築を作り上げているのが特徴となっており、この地区の料亭建築の一つの典型となっている。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状（祠や中庭を含む） 建築物（主屋・その他）の位置及び配置 建築物（主屋・その他）の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状（中庭を含む）の変更 建築物（主屋・その他）の位置の変更（移築等） 建築物（主屋・その他）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 1-25

種別	D敷地 E建築物	特徴	イウ	写真
名称	園田木彫店			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	個人他			
概要と価値	<p>木造2階建の長屋の店舗。目立った改修は行われていない。 かつては店先で彫刻をしていたが、現在は作業場を別に移している。開放して軒庇下で商品を店頭販売し、軒庇上には看板を置き、ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状 建築物の位置 建築物の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状の変更 建築物の位置の変更（移築等） 建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 1 - 2 6

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真
名 称	わかば園			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要 と 価値	木造2階建の長屋の店舗。 茶葉等を販売している。開け放して軒庇下で商品を店頭販売する。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更 （新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			


重要な構成要素 1 - 2 7

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真
名 称	園田神仏具店			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	個人他			
概要 と 価値	建物は木造2階建で、目立った改修は行われていない。 明治初期から仏具店を営む。開け放して軒庇下で商品を店頭販売し、ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更 （新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			


重要な構成要素 1-28

種別	D敷地 E建築物	特徴	イウ	写真
名称	旧市河家			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	宗教法人			
概要と価値	<p>木造2階建の店舗。 旧市河家は参道北側の最も奥に位置し、昭和12年に上棟された、モルタル塗り木造一部2階建の建築である。建物は帝釈天題経寺が建設し、現在は帝釈天題経寺歴史ギャラリーとなっている。底を出している点や、表から奥にかけて3段階の屋根構成が見られ、参道沿いの町屋の特徴をよく持っている。二天門に最も近く、帝釈天題経寺所有という意味でも重要な場所を占めている建築である。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地（駐車場及び石造物を含む）の形状 建築物（主屋）の外観 建築物（主屋）の位置 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状（駐車場を含む）の変更 建築物（主屋）の位置の変更（移築等） 建築物（主屋）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 石造物の移設、滅失、損壊等 			


重要な構成要素 1-29

種別	D敷地 E建築物	特徴	イウ	写真
名称	たなかや			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要と価値	<p>木造2階建の店舗。 参道の入り口に位置し、創業100年の和食及び川魚料理店である。うな重のほか、柳川定食も扱う。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状 建築物の位置 建築物の外観 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状の変更 建築物の位置の変更（移築等） 建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			


重要な構成要素 1 - 30

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真
名 称	だるまや			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要と価値	木造2階建の店舗。開け放した軒庇下でおもちゃなどの商品を店頭販売する。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			


重要な構成要素 1 - 3 1

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真
名 称	高木屋老舗（南）			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要 と 価値	<p>木造2階建の店舗。参道に面して主屋があり、その奥に居住部分、菓子工場や従業員寮など複数の建築が建ち並ぶ。明治16年の営業許可証が残されており、菓子屋、煮売業、雑貨屋、米屋、タバコ屋などを経営してきた。主屋は木造1階建平入りで、瓦葺き切妻の屋根を持ち、天井高が4メートルを超える立ちの高い建築となっている。主屋の周囲には瓦屋根の下屋をめぐらせ、正面左手の屋根は隅棟となっている。道路に面した部分にはさらに銅板屋根の下屋（庇）が伸びている。大正初期からそれ以前の建築と考えられ、柴又街道開通時に曳家された可能性があるという。背面の柱のありようは納屋や蔵に近い性格を感じさせる一方で、道路側は間隔を空けて柱が設けられ、下屋（庇）部分も鉄製の柱でスパンを飛ばしており、開放的な印象を与えている。道路に面した部分に賑わいをもたらす装置が多数設けられているのも特徴である。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物（主屋）の位置 ・建築物（主屋）の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等

重要な構成要素 1-32

種別	D敷地 E建築物	特徴	イウ	写真
名称	大和家			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要と価値	<p>木造平屋建（一部木造2階建）の店舗。 参道に面して建てられた平屋の主屋のほかに後に増築された建築が建ち並ぶ。同店は大正末か昭和初期に現在地に移り、元々は菓子屋やすし屋を、現在は天ぷら屋を営んでいる。 主屋の建築年代は不明だが、当初倉庫だったとも言われる。参道に面した底下に調理用鍋や販売ケースが置かれ、特徴ある参道の景観を作り出している。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物（主屋）の位置 ・建築物（主屋）の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 1-33

種別	D敷地 E建築物	特徴	イウ	写真
名称	金子屋			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要と価値	<p>木造2階建の店舗。 創業は大正年間の手焼き煎餅屋であり、店先で製造し焼いている。 開け放した軒底下で商品を店頭販売し、軒庇上には看板を置く。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 1 - 3 4

種 別	D敷地 E建築 物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	とらや				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要 と 価値	<p>鉄骨造4階建の店舗。 明治20年「柴又屋」として創業。当時から、参詣者のお食事処、草だんごのお土産品を販売。現在の店舗に建替えられる前の店舗は「男はつらいよ」の映画に使用され、「寅さん」の実家として撮影も行われたこともある。開け放した軒庇下で草だんごなどの商品を店頭販売し、軒庇上には看板を置く。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。2階は食堂となっている。</p>				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状（祠を含む） ・建築物の位置 ・建築物の外観 				
現状変更及 び保存に影 響を及ぼす 行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	


重要な構成要素 1 - 3 5

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真
名 称	立花屋			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	個人他			
概要 と 価値	立花屋は帝釈天参道のほぼ中央に位置し、北面して立つ商店建築である。道路前面に店舗が位置し、背後に住宅、せんべい製造工場の機能を持つ空間が増築されて、一棟の建築となっている。石井家はもともと農家として別の場所に居住しており、大正期頃に現在地に出店し、当初からせんべい屋を営業し続けている。道路前面に店舗、その奥の左手に製造の場、右手に居住というふうに機能ごとに分節された空間からなっており、製造の場と住まいの場の拡張に応じて奥に向けて増築がなされていった様子が明快に示されている。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 1 - 3 6

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真
名 称	代々喜			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要 と 価値	木造2階建の店舗。開け放した軒底下で最中などの商品を店頭販売し、軒庇上には看板を置く。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 1 - 3 7

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	茗荷屋				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要 と 価値	<p>木造2階建の店舗。 門前の草分けとして古くから神仏具、縁起物、観光土産などを販売。 開け放した軒底下で商品を店頭販売し、軒庇上には看板を置く。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。</p>				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状（水関係を含む） ・建築物の位置 ・建築物の外観 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	


重要な構成要素 1 - 3 8

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	延命堂				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要 と 価値	<p>木造平屋建の長屋の店舗。 開け放した軒底下で雑貨などの商品を店頭販売する。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。</p>				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	


重要な構成要素 1 - 3 9

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	大徳				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要 と 価値	木造平屋建の長屋の店舗。 開け放した軒底下で佃煮などの商品を店頭販売する。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			文化財指定 ・登録等	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 				


重要な構成要素 1 - 4 0

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	やぶ忠				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要 と 価値	軽量鉄骨造2階建（一部鉄骨造3階建）の店舗。 創業は30年前であり、7年前に本店舗を構えた手打ちそば屋である。開け放して和菓子や民芸品などの商品を店頭販売し、軒庇上には看板を置く。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			文化財指定 ・登録等	
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 				


重要な構成要素 1-4-1

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	亀家本舗				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要 と 価値	鉄骨造3階建の店舗。創業は明治34年の草だんご屋であり、1階・2階は客席となっている。開け放した軒庇下で草だんごなどの商品を店頭販売し、軒庇上には看板を置く。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	


重要な構成要素 1-4-2

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	もんでん				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	民間				
概要 と 価値	鉄骨造平屋の店舗。軒庇下で食品等の商品を店頭販売し、ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。正面左手は参道の商店では珍しい占い屋であり、奥行きある店先空間である。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	


重要な構成要素 1-43

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真
名 称	中村堂			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要 と 価値	鉄骨造平屋の店舗。開け放して軒底下で民芸品などの商品を店頭販売し、ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 1-44

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真
名 称	そ乃田民芸店			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要 と 価値	鉄骨造平屋の店舗。開け放して軒底下で民芸品などの商品を店頭販売し、ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 1 - 4 5

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ ウ	写 真	
名 称	公衆便所				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	葛飾区				
概要 と 価値	公衆便所であるが、参道の案内看板を設置するなどインフォメーションも兼ねている。ファサードが連続した参道において、屋根・庇など街並みの表情を作る要素により賑わいを演出している。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置 ・建築物の外観 				
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置の変更（移築等） ・建築物の外観の変更 （新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	

重要な構成要素 1 - 4 6


種 別	F工作物	特 徴	ア	写 真	
名 称	帝釈天王安置の碑				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	宗教法人				
概要 と 価値	嘉永3年（1850）に建立された石碑で、参道の起点となる位置に立つ。台座や玉垣には、造立に関わった役者や江戸市中の人々の名が刻まれており、帝釈天題経寺の信仰の広がりを伝えている。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・位置及び形状 				
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・碑の移設、滅失、損壊等 			文化財指定 ・登録等	

重要な構成要素 1 - 4 7


種 別	F 工作物	特 徴	ア	写 真
名 称	映画の碑・常夜燈			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	宗教法人			
概要 と 価値	参道の起点となる場所に、渥美清寄進の「常夜燈」と、山田洋次揮毫による「映画記念碑」が並んで立つとともに帝釈天題経寺の月行事の掲示がされている。			
保存対象	・位置及び形状			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	・碑及び燈籠の移設、滅失、損壊等			文化財指定 ・登録等

第2のリング


重要な構成要素 2-1 (48)

種別	B道	特徴	アイ	写真
名称	帝釈道			
所在地	葛飾区柴又4丁目7番先から柴又7丁目6番先まで			
所有者等	葛飾区			
概要と価値	帝釈天への参詣道を意味する2つの道があり、このうち立石方面から佐倉街道（佐倉道）と交差し、帝釈天に至る道。本来は矢切の渡し場へと通じていた。柴又駅付近は、賑わいのある商店街が形成されている。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置（ルート） ・道路の幅（現道の位置と幅を基準とする） 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート及び道幅の変更 <p>ただし、上記に該当する行為であっても、都市計画に適合する行為、道路交通の安全上必要な道路の維持・管理に係る行為は対象外とし、上記に該当する行為を計画する場合及び大規模災害等により著しい損害を受けた場合は速やかには教育委員会に報告する。</p>			


重要な構成要素 2-2 (49)

種別	B道	特徴	アイ	写真
名称	国分道（帝釈道）			
所在地	葛飾区柴又1丁目32番先から柴又7丁目19番先まで			
所有者等	葛飾区			
概要と価値	帝釈天への参詣道を意味する2つの道があり、このうち水戸街道（水戸道）から分岐して柴又に至る参詣道で、国分道とも呼ばれている。柴又八幡神社の周辺は昭和10年代以降宅地化が進んでいる。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置（ルート） ・道路の幅（現道の位置と幅を基準とする） 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート及び道幅の変更 <p>ただし、上記に該当する行為であっても、都市計画に適合する行為、道路交通の安全上必要な道路の維持・管理に係る行為は対象外とし、上記に該当する行為を計画する場合及び大規模災害等により著しい損害を受けた場合は速やかには教育委員会に報告する。</p>			


重要な構成要素 2-3 (50)

種別	D敷地 F工作物	特徴	アイ	写真
名称	八幡神社			
所在地	葛飾区柴又3丁目			
所有者等	宗教法人			
概要と価値	『新編武蔵風土記稿』柴又村の条に記された八幡社であり、国分道に面して鳥居が建つ。本殿は古墳の上に鎮座し、境内にはイチョウ、クスノキ、マツからなる社叢林があり、柴又地域の旧家が氏子を務めている。また、柴又の農業開発に関連する石碑群が境内に建立されており、柴又地域の拠り所として継承されてきたことを示している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状（柴又八幡神社の古墳石室（区指定史跡）を含む） 社叢林 石造物・石碑群（柴又用水の碑（区登録有形文化財）・柴又勧農事績碑（区指定有形文化財）含む） 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状の変更 樹木の伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 石造物石碑の移設、滅失、損壊等 		文化財指定・登録等	<ul style="list-style-type: none"> ①区指定史跡（柴又八幡神社古墳石室） ②区登録有形文化財（柴又用水の碑） ③区指定有形文化財（柴又勧農事績碑）


重要な構成要素 2-4 (51)

種別	D敷地 F工作物	特徴	イ	写真
名称	真勝院			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	宗教法人			
概要と価値	9世紀初めの大同年間創建と伝わる柴又地区の古刹であり、江戸時代は柴又八幡神社の別当寺として、古くから多くの檀家を有していた。現在も国分道沿いの柴又八幡神社近くに立地している。また、万治3年（1660）造立の五智如来石像及び造立碑は、江戸時代の柴又地区の歴史を研究する上で貴重な資料である。柴又七福神の弁財天を祀る。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状 社叢林 石造物 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状の変更 樹木の伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 石造物の移設、滅失、損壊等 		文化財指定・登録等	区指定有形文化財（五智如来石像）


重要な構成要素 2-5 (52)

種別	D敷地 F工作物	特徴	イ	写真
名称	水神様			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	宗教法人			
概要と価値	金町浄水場近くに所在する間口1間の小さな水神を祀る瓦葺の祠堂。金町浄水場の拡張に伴い現在地に移転。11月3日に帝釈天題経寺の御神水と一緒にお祭りが行われている。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状 祠の外観 石造物の配置 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状の変更 祠の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 石造物の移設、滅失、損壊等 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 2-6 (53)

種別	D敷地 E建築物	特徴	イ	写真
名称	旧家1			
所在地	葛飾区柴又1丁目			
所有者等	個人他			
概要と価値	国分道の南側に立地する。敷地は明治期の地割を継承し、主屋を敷地西側、ニワや納屋を東側に配置する。 1960年代までは農業を営み、当時の主屋や祠を残しており、農家のたたずまいを良く表している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状（祠含む） 建築物の位置及び配置 建築物（主屋）の外観 境界装置（チャノキの生垣） 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状の変更 祠の移設、滅失、損壊等 建築物の位置及び配置の変更 建築物（主屋）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 境界装置（チャノキの生垣）の伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 2-7 (54)

種 別	D敷地	特 徴	イ	写 真
名 称	旧家 2			
所在地	葛飾区柴又 3 丁目			
所有者等	個人他			
概要 と 価値	国分道の北側に立地する。敷地の形状は、昭和 20 年代からほぼ変化していない。外周を囲む生垣が特徴的である。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・境界装置（生垣・屋根付門） 			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・生垣の伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 ・屋根付門の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 2-8 (55)

種 別	B 道	特 徴	アイ	写 真
名 称	中通り			
所在地	葛飾区柴又 5 丁目 9 番先から 柴又 6 丁目 2 2 番先まで			
所有者等	葛飾区			
概要 と 価値	中通りは、かつての柴又と佐倉道とを結ぶメインストリート。柴又七福神を構成する宝生院や万福寺、題経寺の墓地もこの道沿いに所在する。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の位置（ルート） ・道路の幅 (現道の位置と幅を基準とする) 			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ルート及び道幅の変更 <p>ただし、上記に該当する行為であっても、都市計画に適合する行為、道路交通の安全上必要な道路の維持・管理に係る行為は対象外とし、上記に該当する行為を計画する場合及び大規模災害等により著しい損害を受けた場合は速やかには教育委員会に報告する。</p>			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 2-9 (56)

種別	D敷地 E建築物	特徴	イ	写真	
名称	山本亭				
所在地	葛飾区柴又7丁目				
所有者等	葛飾区				
概要と価値	山本亭は、関東大震災で被災した山本カメラが工場と居宅をここに移し、増改築を重ねた和洋折衷の建物と和風の庭園の調和がとれた住宅。1991年から一般公開されている。山本カメラが移ってくる前は「柴安」の瓦工場があった。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状 建築物・工作物の位置・配置 建築物の外観 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状の変更 建築物・工作物の位置・配置の変更（移築等） 建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等	都選定歴史的 建造物 区登録有形文化財


重要な構成要素 2-10 (57)

種別	D敷地	特徴	イ	写真	
名称	萬福寺				
所在地	葛飾区柴又6丁目				
所有者等	宗教法人				
概要と価値	昭和5年、萬福寺の前身である「柴又新四国八十八か所霊場」が開かれ、遠近の人々に讃迎されるが、昭和14年、宗教団体法公布等により、「広徳布教所照閣山」として新たな一歩を踏み出す。戦後の新憲法下の宗教法人法により、現在の「聖閣山萬福寺」に改称され、現在にいたる。写真は、昭和63年に竣工した山門である。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状の変更 			文化財指定 ・登録等	


重要な構成要素 2-11 (58)

種別	D敷地	特徴	イ	写真
名称	旧家3			
所在地	葛飾区柴又5丁目			
所有者等	個人他			
概要と価値	江戸初期から柴又用水の開削に携わった、柴又の有力な旧家の一つ。敷地形状は大正期の姿をほぼ継承し、主屋は敷地北側に南面して建つ。 (主屋は戦後建替)			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の配置 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の配置の変更 			


重要な構成要素 2-12 (59)

種別	D敷地	E建築物	特徴	イ	写真
名称	旧家4				
所在地	葛飾区柴又5丁目				
所有者等	個人他				
概要と価値	江戸初期から柴又用水の開削に携わった、柴又の有力な旧家の一つ。宅地の起源は大正期にさかのぼり、昭和初期の敷地形状と建物配置を今も継承している。屋敷地北側は、現在も農地である。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の位置及び配置 ・建築物の外観（主屋・納屋） 				文化財指定 ・登録等
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置及び配置の変更 ・建築物の外観の変更 (新築、増築、改修、滅失、損壊等) 				


重要な構成要素 2-13 (60)

種 別	D敷地 E建築物	特 徴	イ	写 真
名 称	旧家5			
所在地	葛飾区柴又5丁目			
所有者等	個人他			
概要 と 価値	江戸初期から柴又用水の開削に携わった、柴又の有力な旧家の一つ。宅地の起源は大正期にさかのぼり、北側に主屋を配置する。昭和期に南側に拡張したと考えられる。 近隣に同一姓の家がまとまっており、門冠の松や主屋の玄関意匠などに共通点がみられる。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状 ・建築物の位置及び配置 ・建築物（主屋）の外観 ・境界装置（生垣、マツ） 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置及び配置の変更 ・建築物の外観の変更 （新築、増築、改修、滅失、損壊等） ・境界装置（生垣、マツ）の伐採（剪定を除く）、 抜根、移植等 			


重要な構成要素 2-14 (61)

種 別	D敷地	特 徴	イ	写 真
名 称	旧家6			
所在地	葛飾区柴又6丁目			
所有者等	個人他			
概要 と 価値	江戸川河川敷の近くに立地する。敷地は明治期の地割をおおむね継承している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・境界装置（生垣） 			文化財指定 ・登録等
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・境界装置（生垣）の伐採（剪定を除く）、抜根、 移植等 			


重要な構成要素 2-15 (62)

種別	D敷地	特徴	イ	写真
名称	旧家7			
所在地	葛飾区柴又6丁目			
所有者等	個人他			
概要と価値	<p>中通りの西側に立地する。現在の敷地形状は、昭和初期にさかのぼることができる。 主屋・門扉等は新しいが、門の手前のマツが残る。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・境界装置（マツ） 			<p>文化財指定 ・登録等</p>
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・境界装置（マツ）の伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 			


重要な構成要素 2-16 (63)

種別	D敷地	特徴	イ	写真
名称	旧家8			
所在地	葛飾区柴又6丁目			
所有者等	個人他			
概要と価値	<p>敷地は、明治期以前から存在したもので、昭和初期までに東側に拡張し現在に至っている。 敷地南側に板塀付の門を構え、マツ・生垣を配している。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・境界装置（生垣、マツ、屋根無し門） 			<p>文化財指定 ・登録等</p>
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・境界装置（生垣、マツ）の伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 ・境界装置（屋根無し門）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			


重要な構成要素 2-17 (64)

種別	D敷地	特徴	イ	写真
名称	旧家9			
所在地	葛飾区柴又6丁目			
所有者等	個人他			
概要と価値	<p>中通りの西側に立地する。現在の敷地形状は、昭和初期にさかのぼることができる。 主屋・門塀等は新しいが、門の手前のコウヤマキを門冠りの松のように仕立てている。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・境界装置（コウヤマキ） 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・境界装置（コウヤマキ）の伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 2-18 (65)

種別	D敷地	特徴	イ	写真
名称	旧家10			
所在地	葛飾区柴又6丁目			
所有者等	個人他			
概要と価値	<p>宅地利用は明治期にさかのぼる。 区画整理に伴い敷地の形状は変わっているが、敷地境界を生垣で囲んでいる。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・境界装置（生垣） 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・境界装置（生垣）の伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 2-19 (66)

種別	D敷地	E建築物	特徴	イ	写真
名称	旧家11				
所在地	葛飾区柴又6丁目				
所有者等	民間				
概要と価値	敷地形状は、おおむね昭和初期の姿を継承しているが、南側は区画整理に伴い拡張したと考えられる。敷地南側は生垣で囲んでいる。下見板を張った納屋は伝統的なたたずまいを残している。				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物（納屋）の外観 ・境界装置（生垣・マツ） 				文化財指定 ・登録等
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物（納屋）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） ・境界装置（生垣、マツ）の伐採（剪定を除く）、抜根、移植 等 				


重要な構成要素 2-20 (67)

種別	D敷地	特徴	イ	写真	
名称	旧家12				
所在地	葛飾区柴又5丁目				
所有者等	個人他				
概要と価値	大正末～昭和初期の間に宅地利用されるようになり、ほぼその敷地形状を継承している。（主屋と納屋は、配置は踏襲しているがおそらく新しい）				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・境界装置（生垣・マツ） 				文化財指定 ・登録等
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・境界装置（生垣、マツ）の伐採（剪定を除く）、抜根、移植 等 				


重要な構成要素 2-21 (68)

種別	D敷地 E建築物	特徴	イ	写真
名称	旧家13			
所在地	葛飾区柴又6丁目			
所有者等	個人他			
概要と価値	敷地は明治期の地割を継承し、南北に長い敷地の北側に主屋、納屋を西側に配置する。道路に接する東側に棟門がある。また、南・東の敷地境界には生垣を配している。 伝統的な農家のたたずまいを良く残している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の配置構成 ・建築物（主屋・納屋）の外観 ・境界装置（生垣・屋根付門） 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置及び配置の変更 ・建築物（主屋・納屋）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） ・境界装置（生垣）の伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 ・境界装置（屋根付門）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 2-22 (69)

種別	D敷地 E建築物	特徴	イ	写真
名称	旧家14			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	個人他			
概要と価値	金町浄水場の南側に立地する。敷地は明治期の地割を継承し、主屋を敷地北側、納屋を西側に配置する。西側の敷地境界には、生垣を配している。新たな主屋が敷地東側に立つが、農家のたたずまいを残している。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・建築物の配置構成 ・建築物（主屋・納屋）の外観 ・境界装置（生垣） 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・建築物の位置及び配置の変更 ・建築物（主屋・納屋）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） ・境界装置（生垣）の伐採（剪定を除く）、抜根、移植等 			文化財指定 ・登録等

重要な構成要素 2-23 (70)

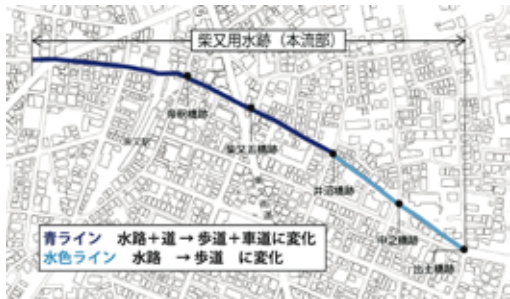

種 別	D敷地	特 徴	イ	写 真
名 称	川甚			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	個人他			
概要 と 価値	江戸後期の寛政年間に開業したといわれる柴又の川魚料理の老舗のひとつ。古くは江戸川の畔にあり、船での来客も多かった。幸田露伴の「付焼刃」を嚆矢に、夏目漱石、谷崎潤一郎などの作品にも座敷から眺望した江戸川の風景描写がされている。大正期の河川の改修工事、昭和の現在の場所へ移った。創業以来、多くの文人や著名人が訪れており、所蔵するサイン帳にはその足跡が残されている。映画「男はつらいよ」第1作に寅さんの妹さくらと博の結婚披露宴の舞台ともなっている。			
保存対象	・敷地の形状			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	・敷地形状の変更			文化財指定 ・登録等

重要な構成要素 2-24 (71)

種 別	G機能	特 徴		写 真
名 称	山田洋次ミュージアム			
所在地	葛飾区柴又6丁目			
所有者等	葛飾区			
概要 と 価値	観光文化センター内に、葛飾柴又寅さん記念館と山田洋次ミュージアムがある。(設計：三沢浩)平成24年に開館した山田洋次ミュージアムは、山田洋次監督の足跡と、日本映画史における葛飾柴又の役割を確認できる展示解説を行っている。			
保存対象	・記念館としての機能と所蔵資料			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・休廃業 ・所蔵資料の異動 ・リニューアル等に伴う所蔵施設の移設 			文化財指定 ・登録等

第3のリング


重要な構成要素 3-1 (72)

種別	B道 C水系	特徴	イ	図版・写真	
名称	柴又用水跡（本流部）				
所在地	葛飾区柴又1丁目33番先から 柴又6丁目19番先まで				
所有者等	葛飾区				
概要 と 価値	<p>柴又用水は、江戸時代から昭和初期にかけて柴又南部の農業開発・経営を支えた重要な社会基盤であった。現在はほぼ全ての水路が埋め立てられたが、水路の大部分は道路敷地に転用され、歩道等として利用しているため水路を骨格とした空間構造が保たれている。</p> <p>当該区間は、柴又用水の本流として機能した区間の一部であり、昭和63年から平成2年にかけて埋め立てが行われた。当該区間にはかつて水路を跨ぐ5橋（東から出土橋、中之橋、井沼橋、柴又五橋、帝釈橋）があり、水路埋立に際して橋梁自体も撤去されたが、橋名板の保存や親柱風モニュメントの設置、水路と橋のイメージ復元（帝釈橋）など、水路を跨ぐ橋の記憶を保つ造作がなされている。なお、井沼橋は昭和3年の着彩図面が現存する。</p>				
保存対象	<p>柴又用水によって形成されていた空間構成の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青区間（柴又用水を転用した歩道と用水沿いの道からなる歩車道分離区間）：柴又用水及びこれに沿う道の往時の位置や幅員構成 ・水色区間（旧柴又用水を歩道に転用した区間）：柴又用水の往時の位置や幅員 ・橋名板 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の掘削、盛土 ・位置・幅員等の変更 ・橋名板の付け替え、撤去、損壊 			文化財指定 ・登録等	


重要な構成要素 3-2 (73)

種別	B道 C水系	特徴	イ	図版・写真	
名称	柴又用水跡（柴又駅南東部）				
所在地	葛飾区柴又1丁目43番先から 柴又4丁目7番先まで				
所有者等	葛飾区				
概要と価値	<p>柴又用水は、江戸時代から昭和初期にかけて柴又南部の農業開発・経営を支えた重要な社会基盤であった。当該区間は、昭和3年の金町柴又第一耕地整理事業の区域端部にあたり、従前の水路線形が残された。昭和60から63年には水路が埋め立てられて道路に転用された。曲がりくねり屈折点の多い線形は、耕地整理以前の柴又用水の空間を継承している。なお、京成柴又駅金町方面ホーム下には、煉瓦積の護岸による開水路が残されている。</p>				
保存対象	<p>柴又用水によって形成されていた空間構成の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路区間（道路の位置及び幅員） ※図中水色ライン ・ホーム下区間（地形の維持） ※図中赤ライン 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の掘削、盛土 ・位置・幅員等の変更 ・橋名板の付け替え、撤去、損壊 			文化財指定 ・登録等	

重要な構成要素 3-3 (74)


種別	D敷地 E建築物	特徴	ア	写真
名称	柴又駅（駅舎及びプラットホーム）			
所在地	葛飾区柴又4丁目			
所有者等	民間			
概要と価値	<p>京成電鉄柴又駅は大正元年開設で、観光や参詣に訪れる人々の玄関口となっている。現在の駅舎は昭和62年に改築されたもので、『男はつらいよ』の映画のイメージを考慮してデザインされている。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状 建築物の外観 プラットホームの形状 駅名標識 			<p>文化財指定 ・登録等</p>
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状の変更 建築物の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） プラットホーム形状の変更 駅名標識の改修（取外、デザイン変更等） <p>ただし、上記に該当する行為であっても、都市計画に適合する行為、鉄道機能の維持に必要な施設の維持・管理に係る行為は対象外とする。</p>			

重要な構成要素 3-4 (75)


種別	D敷地	特徴	ア	写真
名称	柴又駅前広場			
所在地	葛飾区柴又4丁目			
所有者等	民間他			
概要と価値	<p>柴又駅から参道・帝釈天題経寺等への動線を視覚的にわかり易く示している。</p> <p>また、周囲の街並の中で開放的な空間を構成するとともに、適度な囲まれ感があり、乗降客を包み込むような空間ともなっている。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状及び空間構成 			

現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状及び空間構成の変更 <p>ただし、上記に該当する行為であっても、都市計画に適合する行為、鉄道機能の維持に必要な施設の維持・管理に係る行為は対象外とする。</p>	文化財指定 ・登録等	
-------------------	---	---------------	--


重要な構成要素 3-5 (76)

種別	D敷地 E建築物	特徴	イ	写真
名称	宝生院			
所在地	葛飾区柴又5丁目			
所有者等	宗教法人			
概要と価値	真言宗の寺院。台東区にあったが、関東大震災で焼失したのち、昭和2年に現在地に移転。柴又七福神の大黒天を祀り、甲子の縁日には参詣者で賑わいを見せる。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状 建築物（本堂及び門）の外観 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状の変更 建築物（本堂及び門）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 		文化財指定 ・登録等	区指定有形文化財 （金銅幡残欠）


重要な構成要素 3-6 (77)

種別	D敷地 F建築物	特徴	ア	写真
名称	帝釈天題経寺墓苑			
所在地	葛飾区柴又5丁目			
所有者等	宗教法人			
概要と価値	明治期の帝釈天題経寺の伽藍整備に伴い、墓所が現地に移転したもの。帝釈天題経寺の造営に関わる歴史を伝える資料が所在する。墓所内にある虚空蔵堂は、「柴安」瓦屋根と房州石を使った奥室が特徴的である。敷地内には、浅間山噴火川流溺死者供養碑（区指定）をはじめ柴又の歴史を物語る石碑等が所在する。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の形状 建築物（虚空蔵堂）の外観 石碑 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 敷地形状の変更 建築物（虚空蔵堂）の外観の変更（新築、増築、改修、滅失、損壊等） 石碑の移設、滅失、損壊等 		文化財指定 ・登録等	区指定有形文化財 （浅間山噴火川流溺死者供養碑）


重要な構成要素 3-7 (78)

種 別	D敷地	特 徴	イ	写 真
名 称	旧家 1 5			
所在地	葛飾区柴又 6 丁目			
所有者等	民間			
概要 と 価値	中通りの西側に立地する。宅地の起源は大正期にさかのぼり、北側に主屋を配置する。敷地形状は、戦後東側を拡張したと考えられる。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 ・境界装置（生垣） 			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 ・境界装置（生垣）の伐採（剪定を除く）、抜根、移植 等敷地の変更、垣根の伐採・抜根 			文化財指定 ・登録等


重要な構成要素 3-8 (79)

種 別	D敷地	特 徴	イ	写 真
名 称	良観寺			
所在地	葛飾区柴又 3 丁目			
所有者等	宗教法人			
概要 と 価値	江戸時代「尻手の観音」として知られ、毎年4月18日の縁日には、遠近からの参詣者でにぎわったとされる。現在の良観寺は、昭和20年戦災にて焼失し再建したもので、また金町浄水場の拡張に伴い場所を移転している。柴又七福神の布袋尊を祀る。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の形状 			
現状変更及び 保存に影響を 及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地形状の変更 			文化財指定 ・登録等

重要な構成要素 3-9 (80)

種別	D敷地 G機能	特徴	写真	
名称	金町浄水場			
所在地	葛飾区金町浄水場			
所有者等	東京都			
概要と価値	<p>大正 15 年竣工。東京近郊の急激な都市化にともなう水需要に対応して敷地拡張、浄水施設の拡充事業を行ってきた。昭和 8 年からは柴又にも給水されている。近代水道百選（厚生労働省）の一つ。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場機能 ・敷地の形状 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・浄水場機能の休廃止 ・敷地形状の変更 <p>ただし、上記に該当する行為であっても、都市計画に適合する行為、浄水場機能の維持に必要な施設の維持・管理に係る行為は対象外とする。</p> <p>なお、上記に該当する行為、浄水場の撤去を計画する場合は予め、大規模災害等により敷地内建物等が著しい損害を受けた場合は速やかに、葛飾区教育委員会に通知する。</p>		<p>文化財指定 ・登録等</p>	

重要な構成要素 3-10 (81)

種別	E建築物	特徴	写真	
名称	金町浄水場取水塔（2基）			
所在地	葛飾区金町浄水場			
所有者等	東京都			
概要と価値	<p>金町浄水場の取水塔は現在2基あり、江戸川の表流水を取水している。いずれも煉瓦造。第2取水塔は昭和 16 年建設で屋根が尖塔形、第3取水塔は昭和 39 年建設で丸みを帯びた屋根が特徴的である。</p>			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・外観 			


<p>現状変更及び保存に影響を及ぼす行為</p>	<p>・外観の変更（新築、改修、滅失、損壊等） ただし、上記に該当する行為であっても、都市計画に適合する行為、取水塔機能又は浄水場機能の維持に必要な施設の維持・管理に係る行為（工事・修繕）は対象外とする。 なお、上記に該当する行為、取水塔の撤去を計画する場合は予め、大規模災害等により取水塔が著しい損害を受けた場合は速やかに、葛飾区教育委員会に通知する。</p>	<p>文化財指定 ・登録等</p>	
--------------------------	---	-----------------------	--

重要な構成要素 3-11 (82)


種別	A区域 C水系	特徴	ア	写真	
<p>名称</p>	<p>江戸川（河川区域） ※河川区域は次の①～③の範囲 ①流水の範囲 ②堤防（一般的には土手、護岸等の範囲） ③高水敷（一般的には河川敷）</p>				
<p>所在地</p>	<p>葛飾区柴又5・6・7丁目、金町浄水場</p>				
<p>所有者等</p>	<p>国土交通省、東京都 他</p>				
<p>概要と価値</p>	<p>江戸時代から利根川の末流として「坂東太郎」「小利根川」などと江戸庶民から親しまれ、関東の内陸部や遠くは東北方面と江戸とを結ぶ舟運の動脈として機能してきた。おおらかにうねりながら流れる様子は、明治以降から文学作品にも取り上げられている。現在では、観光スポットとしての矢切の渡しなども含め、都民憩いの水辺空間として貴重な存在であるだけでなく、東京都東部に供給される生活水の源泉となっている。 現在の大規模な河川敷は、大正初期の江戸川堤防の改修により設けられ、現在は公園として利用され、芝桜が春の風物詩となっている。堤上からは、東方に筑波山を望み、西方は葛飾柴又の町並、東京スカイツリー、富士山を仰ぎ見ることができるビューポイントとなっている。</p>				
<p>保存対象</p>	<p>・水辺景観 ・公園機能</p>				
<p>現状変更及び保存に影響を及ぼす行為</p>	<p>・水辺景観に影響を与える護岸（堤防・掘削・盛土）工事等 ・公園機能の廃止・縮小 ただし、上記に該当する行為であっても、都市計画に適合する行為、国土保全上必要な河川の改修・維持・管理に係る行為は対象外とし、上記に該当する行為を計画する場合は江戸川河川事務所・葛飾区事業説明会等において報告する。 特例都道、サイクリングロードについても同様で、都市計画に適合する行為、道路交通の安全上必要な道路の維持・管理に係る行為は対象外とし、該当する行為を計画する場合は、速やかに葛飾区に報告する。</p>			<p>文化財指定 ・登録等</p>	

	また、大規模災害等により河川又は堤防に著しい損害を受けた場合は速やかに、葛飾区に連絡する。		
--	---	--	--

重要な構成要素 3-12 (83)


種別	F工作物 G機能	特徴	アイ	写真
名称	矢切の渡し			
所在地	葛飾区柴又7丁目			
所有者等	民間			
概要と価値	矢切の渡しは都内に唯一残る江戸川の舟渡しであり、現在は観光用に運行され、柴又と対岸の松戸市の矢切を結んでいる。柴又側の渡船場は川甚河岸とも呼ばれ、栈橋から乗船する。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・船着き場 ・運行機能 			
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> ・船着き場の変更（改修、撤去、滅失、損壊等） ・休廃業 		文化財指定 ・登録等	

重要な構成要素 3-13 (84)

種別	C水系	特徴	イ	写真
名称	新八水路			
所在地	葛飾区柴又6丁目（柴又公園内）			
所有者等	国土交通省			
概要と価値	大正期の江戸川改修以前、柴又用水と江戸川は舟運や取水のために埵樋を通じて接続されていたが、江戸川改修後に新八水路は江戸川と柴又用水の接続のために設けられた。当初足踏み水車を用いて人力で取水していたが、江戸川の水位低下により、昭和に入るとモーターにより取水した。現在、水路としての機能はないが、潮の干満の影響を受け、魚類、植物、水生昆虫及び底生生物などが生息する江戸川の豊かな水辺環境を身近に確認できる貴重な場所となっている。			
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> ・水路（地形） ・取水用モーター台座 ・多様な水辺生物の生息環境 			

<p>現状変更及び保存に影響を及ぼす行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水路の埋立等地形の変更 モーター台座の撤去 水路を含めた周辺自然環境の改変 <p>ただし、上記に該当する行為であっても、都市計画に適合する行為、国土保全上必要な河川の改修・維持・管理に係る行為は対象外とし、上記に該当する行為を計画する場合は江戸川河川事務所・葛飾区事業説明会等において報告する。また、大規模災害等により著しい損害を受けた場合は速やかに、葛飾区に連絡する。</p>	<p>文化財指定 ・登録等</p>	
--------------------------	---	-----------------------	--

重要な構成要素 3-14 (85)

種別	G機能	特徴	写真		
名称	葛飾柴又寅さん記念館			 <p>葛飾柴又寅さん記念館©松竹株</p>	
所在地	葛飾区柴又6丁目				
所有者等	葛飾区				
概要と価値	<p>観光文化センター内に、葛飾柴又寅さん記念館と山田洋次ミュージアムがある。(設計：三沢浩)</p> <p>葛飾柴又寅さん記念館では、映画『男はつらいよ』をテーマに撮影で使った台本やセット、小物のほか、スチール写真やジオラマなどで映画の世界を再現している。</p>				
保存対象	<ul style="list-style-type: none"> 記念館としての機能と所蔵資料 				
現状変更及び保存に影響を及ぼす行為	<ul style="list-style-type: none"> 休廃業 所蔵資料の異動 リニューアル等に伴う所蔵施設の移設 			<p>文化財指定 ・登録等</p>	

++5 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項

(1) 土地利用の方針

柴又地域は、魅力的な歴史・文化資源が豊富に所在し、全国的な観光地として重要な位置を占めるとともに、葛飾区における観光行政の拠点的な地域でもある。

「葛飾区都市計画マスタープラン」では、地域別構想（柴又・高砂地域）のまちづくりの基本方針の一つに、「柴又界隈を中心とした魅力ある観光拠点の形成と歴史性を重視したまちづくり」を掲げ、「柴又帝釈天や歴史的建造物を中心とした柴又界隈に広がる親しみある街並み景観の保全を図るとともに、歴史的な街並みの魅力を活かして、街なかの回遊性向上を図る」と明記している。

このことは、既述の葛飾柴又の文化的景観の価値や魅力を保存するために、3つのリング（空間構造）及び7つの景観単位に基づく調和の取れた景観を継承する土地利用のあり方を引き継ぐ必要があることと合致している。

したがって、葛飾柴又の文化的景観の保存に配慮した土地利用の基本的な考え方は、都市計画マスタープランの基本方針に沿って、葛飾柴又らしい魅力と親しみある景観まちづくりを実現していくために、区と地元住民や事業者等との協力により、文化的景観の価値や特徴の継承・発展を目指すものとする。

その際、葛飾柴又の文化的景観が、江戸川及び土手や河川敷、水路跡の緑道、社寺や旧家などの緑地景観をはじめとする自然環境が豊かな場所であるとともに住宅地としての側面も併せ持つことに鑑み、観光等との調和を図りながら保存に努めていくものとし、次の3点をポイントとして取り組んでいく。

- ①参道及び江戸川土手から見る調和の取れた柴又の風景・街並みの保存
- ②参道店舗の底下の特徴的な販売形式による賑わいのある空間や、それらの店舗や庇が連続する独特の街並みなど、歴史的で情緒ある参道景観の保存
- ③参道・寺社・旧家・道・用水路・河川など、柴又の歴史を感じさせる調和の取れた街並み景観の保存

(2) 景観単位を踏まえたリング（空間構造）別土地利用の方針

①第1のリング（帝釈天題経寺及び門前からなる空間）

ア 帝釈天題経寺境内

常に参詣客を意識して、現在に至るまで様相を変えてきた建築・空間の流動性やダイナミズムを担保しつつ、都指定文化財（邃溪園、瑞龍のマツ）、区指定・登録文化財（諸堂内及び二天門建築装飾彫刻）、都選定歴史的建造物（大客殿）については、各制度に基づく手法をもって、また、それ以外の境内空間を構成する建築物等についても、今後、それぞれの価値に鑑みた文化財指定等を進め、境内環境を保存する。

イ 帝釈天題経寺門前

常に参詣客を意識して、現在に至るまで様相を変えてきた建築・空間の流動性やダイナミズムを担保しつつ、柴又地域の発展過程を伝える店舗や参道の景観を維持し、保存対象の破損等必要に応じて修理・修景を行いながら、柴又地域固有の伝統的な街並み景観の継承に努める。

特に、歴史的建造物である店舗については、建築物としての保存とともに、調査によって明らかとなった個々の敷地割、路地、石造物や祠等も地域の歴史変遷を伝える要素として特定し、その保存に努める。

②第2のリング（帝釈天題経寺と門前を支えたかつての農村部（微高地）空間）

ア 国分道沿い

柴又地域の発展と関わりの深い街道（国分道、中通り、参道に繋がる帝釈道）については、その位置や幅員を継承する。沿道の寺院及び旧家については、現在まで引き継がれている伝統的な敷地の形状、建築物、境界装置等の維持に努める。

イ 帝釈天題経寺南方・江戸川河川敷沿い

寺院及び旧家については、現在まで引き継がれている伝統的な敷地の形状、建築物、境界装置等の維持に努める。

山田洋次ミュージアムについては事業継続に努める。

③第3のリング（大都市近郊の低地開発の歴史を伝える空間）

ア 柴又用水受水域

柴又用水の線的な痕跡を保存する。特に、微高地と低地の境を流れていた本流部区間と柴又駅南東部区間については、往時の位置や幅員構成、橋の位置等を明示するよう努める。

イ 金町浄水場付近

浄水場はその歴史的経緯や事業の重要性に鑑み、その事業の継続に努める。江戸川は多様な生態系が見られることから、そうした自然環境を保全する。

ウ 江戸川河川敷

江戸川土手や河川敷に、防災上の観点から必要不可欠な整備を行う場合や、利便性向上の観点から仮設トイレや休憩所等の便益施設の整備を行う場合は、生態系や景観への影響を最小限に留める実施規模やデザインとなるよう配慮する。

日本庭園のある山本亭や柴又公園、江戸川土手や河川敷・新八水路は、散策・ジョギング・サイクリング・球技等のスポーツなどにより区民が憩う場、ある

いは水に親しむ空間として整備活用されており、今後も継続して利用できるように努める。

葛飾柴又寅さん記念館については事業継続に努める。

(3) 行為規制の方針

葛飾柴又の文化的景観保存のための行為規制については、既存の有効な法令と併せ、都市計画として文化的景観保存計画対象範囲を景観地区に位置づけることを基本とする。また帝釈天題経寺参道両側の街区については、既存の「柴又まちなみ景観ガイドライン」を踏まえた地区計画を定めることを目指す。

現状では、既存の都市計画法、建築基準法、文化財保護法、屋外広告物法、道路法、河川法などにより、既に一定規模の開発行為や建築物・工作物の行為規制が定められている。また、東京都文化財保護条例や葛飾区文化財保護条例に基づき、指定されたものに対しては、現状変更等の行為について都の許可若しくは区の許可等による行為規制が定められている。(表：「土地利用規制等による行為規制の一覧」参照)

重要文化的景観に選定された後は、前記(1)や(2)の土地利用の方針に基づき取り組みを進めるとともに、文化財保護法及び葛飾区文化財保護条例に基づき、重要な構成要素の現状変更等の届出等については、区担当窓口との事前協議を行うことにより、その円滑な保存・継承を図るものとする。また、重要な構成要素を含めた文化的景観保存計画対象範囲の建築物や工作物の修理や修景等の現状変更等を行う場合に、所有者等が葛飾柴又の文化的景観を意識し、それにふさわしい手法等の検討の手助けとなる「参考資料集」を別途作成するものとする。

表 土地利用規制等による行為規制の一覧

No.1

根拠法令	地区等の種類	許可・届出等	行為規制の内容	罰則等	備考
都市計画法	都市計画区域 市街化区域 市街化調整区域	許可	・市街化区域において、開発区域面積 500 m ² 以上の開発行為 ・市街化調整区域において、原則すべての開発行為及び開発許可区域以外の建築行為	罰金	図1 葛飾区 都市計画図 参照 江戸川は市街化調整区域に該当
都市計画法 建築基準法	都市計画区域 用途地域 高度地区 ※1	申請	建築物等の新築、改築等に際して、建築確認の申請が必要である。	懲役又は 罰金	図1 葛飾区 都市計画図 参照
都市計画法 建築基準法	防火地域 準防火地域	許可	市街化区域のうち、特に建築物の密集が想定される建築物等は一定の防火基準を満たさなければならない。	懲役又は 罰金	図1 葛飾区 都市計画図 参照
都市計画法 (葛飾区風致地区条例)	風致地区 ※2	許可	・宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 ・木竹の伐採 ・土石の類の採取 ・水面の埋立て又は干拓 ・建築物その他工作物の新築、改築、増築又は移転 ・建築物その他の工作物の色彩の変更 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	罰金	図1 葛飾区 都市計画図 参照
都市計画法 生産緑地法	生産緑地地区	許可	・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 ・水面の埋立て又は干拓	懲役又は 罰金	図2 参照
都市計画法	都市施設 都市計画緑地 都市計画道路 都市計画公園	許可	都市計画施設の区域内において建築物の建築をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない	懲役又は 罰金	図2参照
都市計画法 (葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例)	地区計画 (東京都市計画 新柴又駅周辺地区計画)	届出	・建築物の用途の制限 ・建築物の敷地面積の最低限度 ・建築物の壁面の位置の制限 ・建築物の高さの最低限度 ・建築物の意匠の制限	罰金	図2参照

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則等	備考
景観法 (東京都景観条例)	一般地域※3	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ・水面の埋立て又は干拓 	罰金	葛飾区は全域が一般区域に該当する。
都市計画法 景観法 (景観地区) 景観地区条例	文化的景観保存 計画対象範囲	認定申請	<ul style="list-style-type: none"> ・帝釈天題経寺参道の既存の建物の色を尊重し、帝釈天題経寺参道以外についても、建物壁面や屋根等の色彩基準を設定する。 ・自動販売機、看板、広告版等工作物の色彩基準を設定する。 	工事停止 是正命令 懲役又は罰金	—
景観法 (東京都景観条例)	東京都選定歴史的建造物	届出	<ul style="list-style-type: none"> ・全部又は一部の滅失又はき損 ・現状を変更する行為 	—	図3参照
河川法	河川区域	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の流水の占用 ・土地の占用 ・土石や土石以外の河川の産出物の採取 ・工作物の新築、改築、又は除去 ・土地の掘削、盛土もしくは切土、その他土地の形状を変更する行為 ・竹木の栽植もしくは伐採 	懲役又は罰金	図4参照
	河川保全区域	許可	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 ・工作物の新築又は改築 	懲役又は罰金	
都市公園法	都市公園 (柴又公園)	禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を損傷、破損 ・竹木の伐採、植物の採取 ・土石、竹木等の物件の堆積 等 	過料	図4参照
		許可	公園施設以外の工作物その他の物件又は施設による占用	懲役又は罰金	
屋外広告物法 (東京都屋外広告物条例)	禁止区域	—	風致地区や第1種・第2種低層住居専用地域、指定文化財周辺などを禁止区域とし、広告物の表示、又は掲出物件の設置を禁じている。	罰金又は過料	図4参照
	許可区域	許可	広告物の表示、又は掲出物件の設置		

根拠法令	対象範囲	許可・届出等	行為規制の内容	罰則等	備考
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 (葛飾区緑の保護と育成に関する条例)	保存樹、保存樹林	届出	・保存樹、保存樹林の滅失又は枯死 ・所有者等の変更	—	法と条例の関係(要確認)
道路法	都道、区道	許可	・電柱、広告塔等の工作物の占用、変更 ・水道管等の埋設物の占用、変更 ・鉄道等の施設の占用、変更 ・地下街、通路、浄化槽等の施設の占用、変更 ・露店等の施設の占用、変更等	懲役又は罰金	—
文化財保護法	周知の埋蔵文化財包蔵地	届出	埋蔵文化財の調査や土木工事等を目的として周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘をしようとするときは、文化庁長官に届け出る必要がある。	—	図3参照
	文化的景観保存計画対象範囲	届出	・重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者等は、区担当窓口協議の上、文化庁長官に届け出る必要がある。 ・重要な構成要素の現状変更等を行うときは、所有者等は、区担当窓口と事前協議の上、文化庁長官に届け出る必要がある。	重要文化的景観の滅失・き損に対する改善等の勧告に従わない場合は過料	重要文化的景観に選定された後に適用
東京のしゃれた街並みづくり推進条例	街並み景観重点地区(柴又帝釈天周辺地区)	—	街並み景観ガイドラインの定める協議会による、重点地区内における建築行為等の誘導	—	図2参照
東京都文化財保護条例	都指定名勝天然記念物	許可	都指定史跡旧跡名勝天然記念物に関し、現状変更等をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。	罰金又は科料	図3参照 指定の見通し
葛飾区文化財保護条例	区指定史跡・有形文化財	許可	区指定史跡の現状変更等をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。	—	図3参照
	区登録有形文化財	届出	区登録有形文化財の現状変更等をしようとする者は、予めその旨を教育委員会に届け出なければならない。	—	図3参照
(仮称)葛飾柴又の文化的景観検討委員会設置要綱	文化的景観保存計画対象範囲	助言指導	景観地区内の建築物・工作物(重要な構成要素含む)の現状変更の適否について疑義がある場合の助言・指導	—	重要文化的景観に選定された後に適用

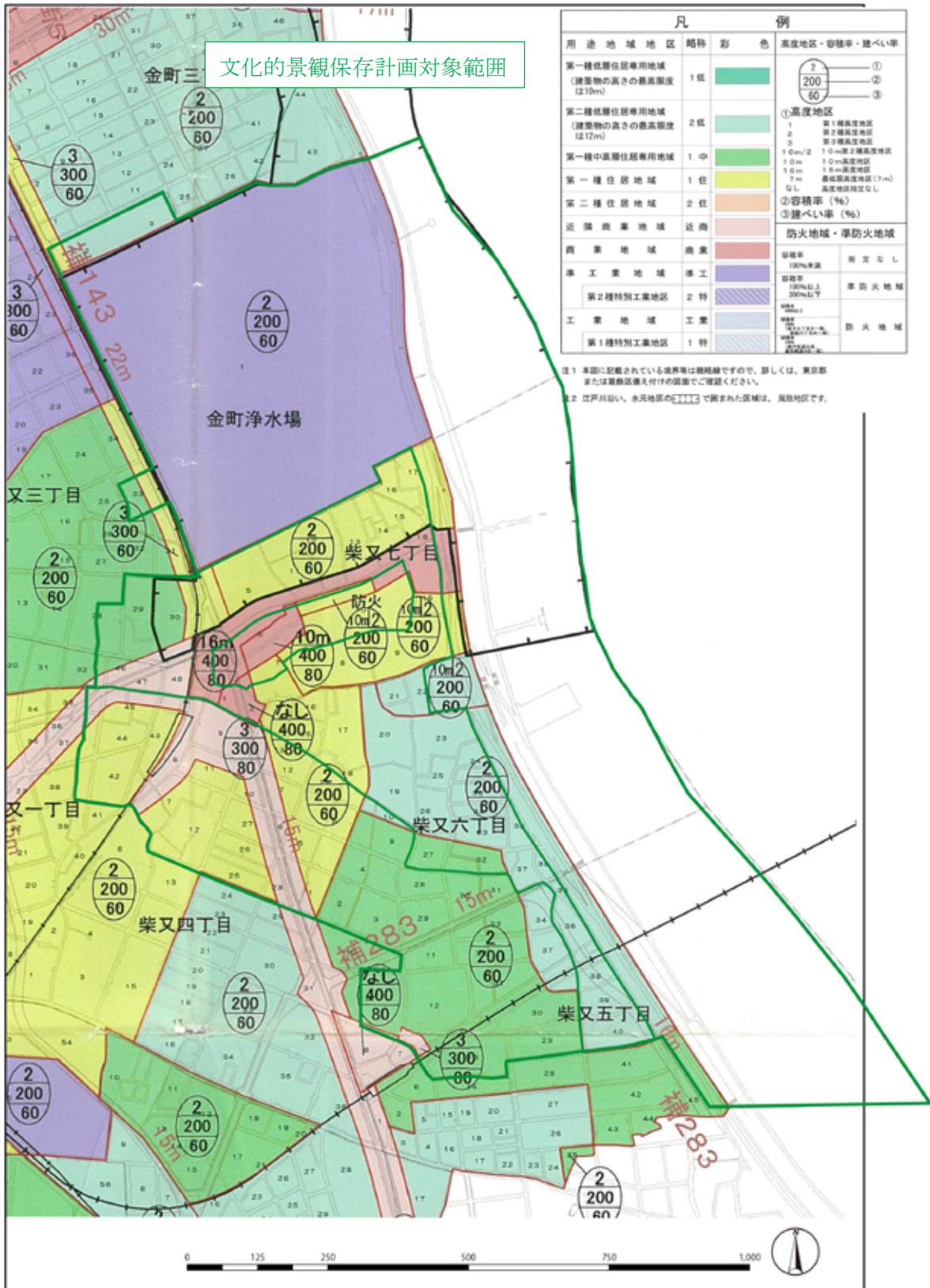
- ※1 葛飾区では第1～第3高度地区・最低限高度地区の他に、高度地区の種類として、柴又帝釈天周辺の景観に配慮して高さの最高限度を定めている。(10m第2種高度地区、10m高度地区及び16m高度地区)
また、用途地域の一部に対し、建築物の高さの最高限度を定めている。(第一種低層住居専用住宅は高さ10m、第二種低層住居専用住宅は高さ12m)

※2 風致地区における建築物の許可基準

種別	高さ	建ぺい率	壁面等の敷地境界線 までの距離		その他
			道路境界側	隣地境界側	
風致地区	15m	40%	2m	1.5m	建築物の位置、形態及び意匠が当該建築物の敷地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

※3 景観法（東京都景観条例）における届出制度

区域の名称	届出対象行為				景観形成の目標
	建築物の建築等	工作物の建設等	開発行為 (土地区画形質の変更)	土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立てなど	
一般地域	【特別区】 高さ 60m又は 延べ面積 3 万 ㎡以上	【特別区】 高さ 60m以 上等	40ha以上	15ha以上	周辺景観に大きな影響を与える行為を特定し、事業地周辺の自然、歴史、地域性等への配慮を図る。



文化的景観保存計画対象範囲

用途地域	地区	略称	彩色	高度地区・容積率・建ぺい率
第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの最高限度は10m)	1低		■	② 200 60
第二種低層住居専用地域 (建築物の高さの最高限度は12m)	2低		■	② 200 60
第一種中高層住居専用地域	1中		■	①高度地区 1 第一種高度地区 2 第二種高度地区 3 第三種高度地区 1.0m/2 1.0m第二種高度地区 1.0m 1.0m高度地区 1.0m 1.6m高度地区 7m 最低限度地区(7m) なし 高度地区指定なし
第一種住居地域	1住		■	②容積率(%) ③建ぺい率(%)
第二種住居地域	2住		■	防火地域・準防火地域
近隣商業地域	近商		■	容積率 100%未満 指定なし
商業地域	商業		■	容積率 100%以上 200%以下 準防火地域
準工業地域	準工		■	容積率 100%未満 指定なし
第二種特別工業地区	2特		■	容積率 100%未満 指定なし
工業地域	工業		■	容積率 100%未満 指定なし
第一種特別工業地区	1特		■	容積率 100%未満 指定なし

注1 本図に記載されている境界線は概略線ですので、詳しくは、東京都または葛飾区換入付けの図面でご確認ください。
注2 江戸川沿い、永元地区の□□□で囲まれた区域は、風防地区です。

図1 葛飾区都市計画図

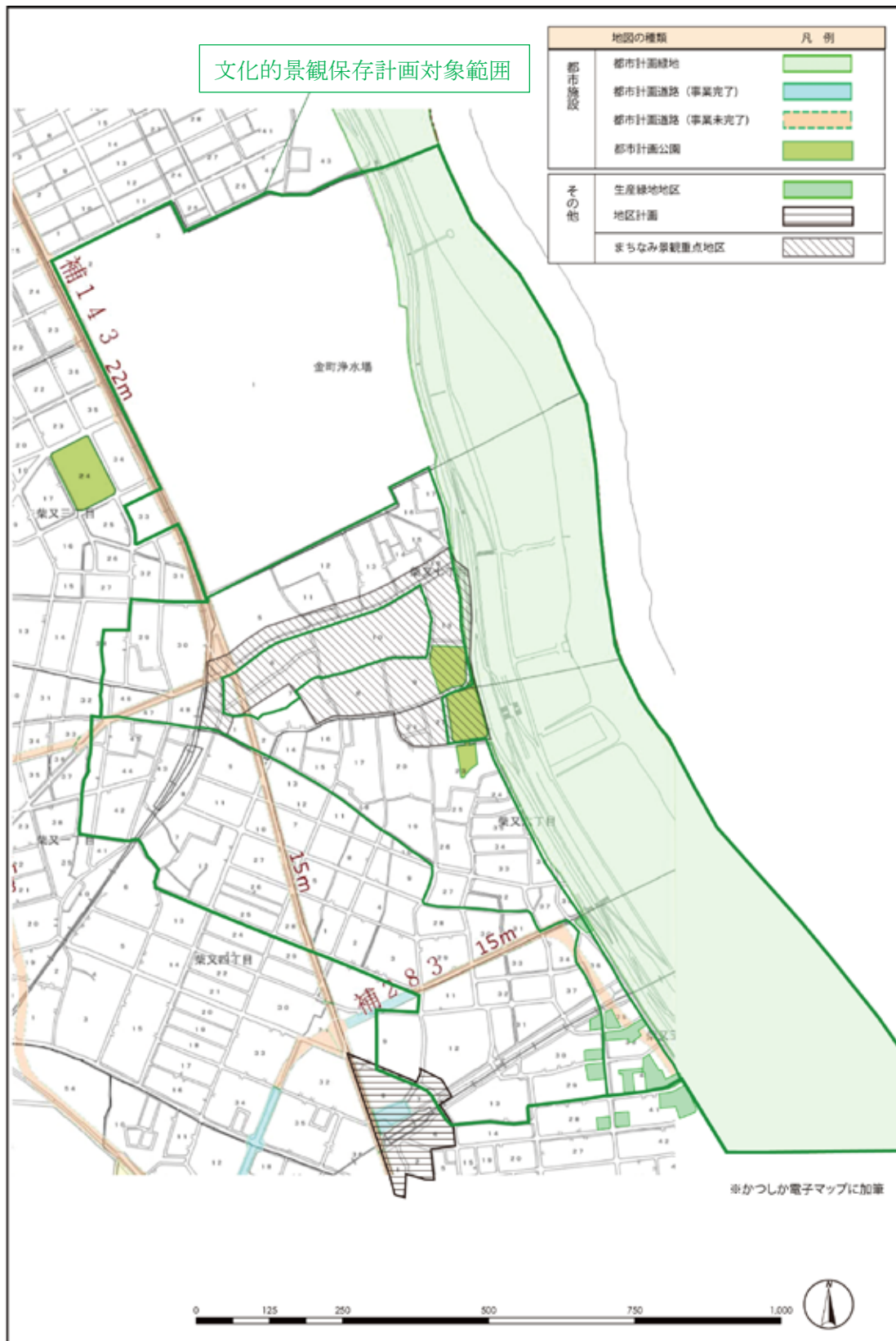


図 2 都市施設・その他

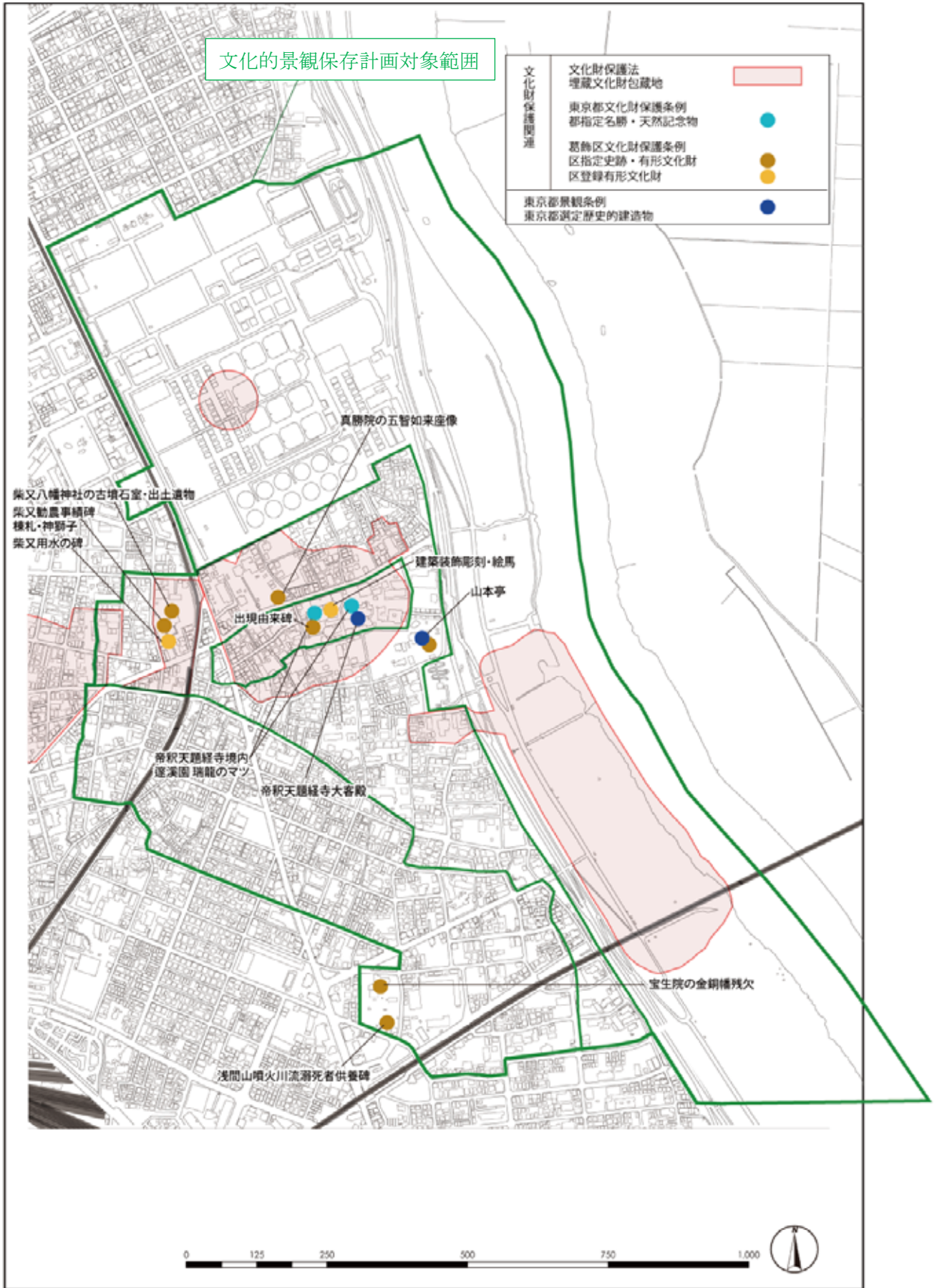


図 3 文化財保護関連

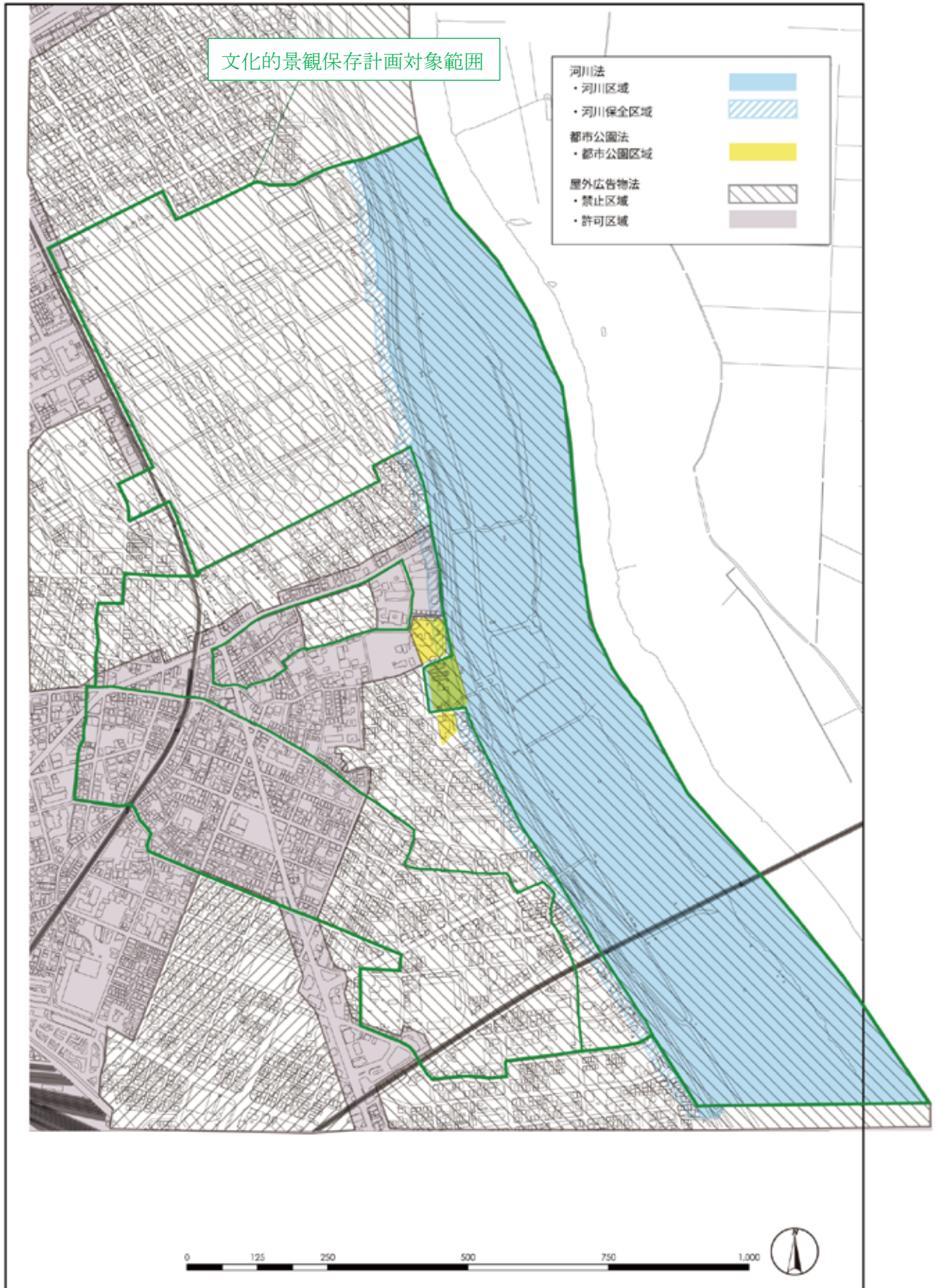


図4 河川法・都市公園法・屋外広告物法

6 文化的景観の整備に関する事項

(1) 整備活用方針

葛飾柴又の文化的景観は、3つのリング（空間構造）により構成され、地形に即した歴史的経緯から、それぞれ独立した景観を呈しているが、全体の領域としても地域発展の歴史的文脈を受け継ぐ調和の取れた景観を形成している。今後もこの調和の取れた景観を維持・継承できるように、整備を進めるものとする。

また、文化的景観であることに誇りと愛着を持ってもらえるよう、地元住民をはじめとした区民に対して、その価値や魅力を積極的に周知し学習する機会を設けるとともに、文化的景観に関する取り組みを全国に対しても積極的に発信していく。

(2) 修復等の整備

重要な構成要素については、「4 文化的景観の重要な構成要素」の「(5) 文化的景観重要な構成要素個票」に記載のとおり、保存対象となるものが破損等した場合には、必要な修復等を行うものとする。必要な修復等の考え方は、修復等が必要となる前の重要な構成要素の価値等を引き継ぐことが可能な手段や方法によることを基本とする。

事務処理については、「7 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項」の「(2) 運営体制」の「①行政」に記載のとおり、まずは、修復等が必要になった段階で、重要な構成要素の現状変更等の届出等に関する事前協議の区担当窓口として位置づける教育委員会事務局及び都市整備部の担当係に相談をしてもらい、意匠・形態、工法・部材等の具体的方法（技術的手法）などを検討・調整する。

なお、重要な構成要素以外の構成要素の修復等についても、重要な構成要素の場合に準じた事務処理を行うものとする。

(3) 保存・活用のための施設の整備

重要な構成要素について広く周知し理解を深めてもらうために、所有者等の同意を得た上で必要に応じて、区指定・登録文化財と同じように標識又は説明板の設置を検討する。

なお、「葛飾区公共サイン整備計画」における地域別計画の中で、駅などから当該施設までの道順などを示す案内板等の設置を計画している。

また、トイレやガイダンス施設等の便益施設や防災施設の整備等については、既に柴又地域が全国的にも名の知れた観光地であることから、一定の整備はされている状況である。当面は、それらの活用を基本とし、状況を見ながら検討をしていくものとし、公共施設の改修・整備に当たっては、葛飾柴又の文化的景観の価値や魅力を維持・向上させるよう配慮する。

(4) 伝統的な生活・生業の継承と発展

帝釈天題経寺門前では、飲食店や土産物店などが軒を連ね、特徴ある庇や路上に販売什器を設置し、独特の賑わいのある空間が形成されており、その周辺には農地が残され、旧家の伝統的な生活・生業も継承されている。

こうした地域の伝統的な営みは、文化的景観の保存・活用には、不可欠であるが高度経済成長期以降の都市化の進行等により、その継承が危ぶまれる場合もある。

区では、既に商工振興、観光振興、地域振興等の様々な観点から、これらを支援する事業を実施しているが、葛飾柴又の文化的景観の保存・活用を図るという共通の目的のために、改めて各種施策や事業の整合性を確認した上で、区関係各課が協力し、なおかつ地元住民等と連携を図りながら、より成果を上げられるよう今後も継続して事業を展開していく。

7 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項

(1) 運営方針

葛飾柴又の文化的景観の保存・活用については、平成 23 年度の取り組み開始当初から、文化庁や東京都教育庁の協力を得て、区の文化財及び都市景観担当課が中心となり、観光や企画担当部門と情報を共有しながら進めてきた。

葛飾柴又の文化的景観を保存し、さらにその価値を高めていくには、行政、地元住民がそれぞれの取り組みを進めるのはもちろん、そこに文化的景観を熟知した学識経験者を加えた三者で、葛飾柴又の文化的景観の価値に対する認識を共有しつつ、継続的に協力・協働できるような仕組みや体制を構築していく必要がある。

(2) 運営体制

①行政

現在、文化的景観に関する事務については、文化財行政を所管する教育委員会事務局生涯学習課が、都市計画や景観行政などを所管する都市整備部と連携して、調整を図りながら進めている。

今後は、関係機関等と円滑に連携を図りながら、葛飾柴又の文化的景観の保存・活用に関する様々な事業を一体的に推進していける体制を構築することが必要となる。

そのためにまずは、景観地区設定に伴う建築物等の現状変更等や重要な構成要素の現状変更等の届出等に関する事前協議の区担当窓口として、教育委員会事務局及び都市整備部の担当係を位置づけ、そこでの判断等が難しい場合は、当面、重要文化的景観選定に向けて文化的景観の保存計画等について、より専門的な見地から検討してきた学識経験者や区の関係職員等で構成する「柴又地域文化的景観検討委員会作業部会」を受け皿として、より迅速で的確な判断ができる体制を整える。

②区民等

葛飾柴又の文化的景観の保存調査は、10 人以上の学識経験者が携わり、平成 23 年度から 4 年間にわたり行われ、その成果は平成 27 年 3 月に「葛飾・柴又地域文化的景観調査報告書」に取りまとめられ、葛飾柴又の文化的景観の価値と魅力を解き明かした。

こうした成果を生んだ大きな理由のひとつは、帝釈天題経寺や柴又まちなみ協議会等の地元団体が調査に積極的に関わり、調査対象となった多くの地元住民が快く調査に協力したことである。

文化的景観の保存・継承は、行政の施策面とともに、地元住民をはじめとした区

民等の参画と自主性が重要となる。地元住民をはじめとした区民等が文化的景観であることを誇りに思い、自らの手でその特性と魅力を高めていくことにより、より良い形で葛飾柴又の文化的景観が後世へと受け継がれていくことになる。そのためにも、区民や地元自治町会等が多様な活動を通して、文化的景観保存のための取り組みに積極的かつ主体的に参加することが必要になる。

特に地元自治町会等においては、より区民に身近な組織として文化的景観の価値などについての理解を深めるとともに、行政の施策実施への協力と併せ施策効果の向上などが求められることとなる。

また、地元の民間事業者やNPO等の各種団体との協働による文化的景観の保存・活用や地元小・中学校等に対する文化的景観に関する学習機会の提供などについては、さらに検討していく必要がある。

(3) 保存管理・整備活用体制

当面、景観地区設定に伴う建築物等の現状変更や重要な構成要素の現状変更の届出等に関する事前協議について区担当窓口での判断が難しい場合の受け皿とした「柴又地域文化的景観検討委員会作業部会」については、重要文化的景観に選定された後は、上部組織である「柴又地域文化的景観検討委員会」とともにその役目を終える。

したがって重要文化的景観に選定された後は、事前協議について区担当窓口での判断が難しい場合の受け皿として、また重要な構成要素や文化的景観の状況等の定期的な確認や整備・活用事業の妥当性の検証などを担うものとして、他自治体の先行事例なども参考に学識経験者や地元住民、国や都等の関係機関、区の関係各課などを構成メンバーとする会議体を設置し、既存の葛飾区文化財保護審議会や葛飾区都市計画審議会などとの調整も図りながら文化的景観の保存・活用に取り組んでいく必要がある。

その際には、体制整備と併せて、「重要な構成要素の保存のための修理・修景や維持・継承に係る経費の助成制度」や「重要な構成要素に対する地方税法上の税制優遇措置」など、文化的景観の保存・活用の実効性を高めるための方策についても検討する。

さらに、観光部門をはじめとする区の関係各課とも連携し、「外国語版も含めたウォーキングマップの作成」や「帝釈天題経寺境内及び門前で催されている各種イベントでの葛飾柴又の文化的景観に関する講演の実施」など、観光客や地元住民等が葛飾柴又の文化的景観を体感できるような施策の展開や様々な媒体を活用しての周知・PRの強化・充実について検討する。

また、文化的景観の保存・活用を推進していくには、行政だけでは限界があり、地元住民をはじめとした区民等の協力が欠かせない。多くの区民等の参画を促すためにも、葛飾柴又の文化的景観の保存・活用についてのフォーラムやワークショップ等の啓発事業を幅広く展開して理解を深めるとともに、行政と協働してそうした活動を担っていただける人材の育成を積極的に行うなど、葛飾柴又の文化的景観の保存・活用に関して裾野を広げていく取り組みについても検討していく。



帝釈天題経寺の参道

平成30年3月発行

葛飾柴又の文化的景観保存計画

発行：葛飾区
